別紙 1

# 山口県国際総合センター
# 4号エレベーター改修工事

2026年 10月

株式会社 ＮＴＴファシリティーズ

## Ⅰ. 工事概要

1.工事場所　（地名地番） 山口県下関市豊前田町三丁目 3-1
（住居表示）

2.敷地面積　7,841.5 ㎡

3.工事種目
○新築　○増築　○改築　●その他（ エレベータ更改工事　）

## Ⅱ 建築工事仕様

1. 共通仕様

(1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)」(以下、「標仕」という。)による。

(2)その他の適用図書類は下記による。「最新版」とは図面発行時点に刊行されている最新版とする。

- ● 民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書(最新版)
  (以下、「共仕」という。)
- ● 日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説(JASS)
- ● 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　最新版)
- ● 工事写真撮影ガイドブック(一般社団法人 公共建築協会　最新版)
- ○ 敷地調査共通仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ○ 鉄筋コンクリート構造配筋要領(建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ○ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(日本建築学会　最新版)
- ● 建築鉄骨設計基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ● 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)
- ● 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
  (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ● 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ● 建築改修工事監理指針(上・下巻)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ● 営繕工事電子納品要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部　最新版)
- ○ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官通達　昭和 62.3 改正)
- ○ 手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省　最新版)

参考図書

- ● 建築工事監理指針(上・下巻)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版)
- ● 総合図作成ガイドライン　日本建築士会連合会　最新版
- ○ 建築工事標準仕様書追補版(安全・品質管理編)
- ○ 建築工事標準仕様書追補版(通信事故防止管理編

2. 特記仕様

(1)特記仕様は標準仕様書を基に特に記すこと、追加、追記、置換する内容を示すものである。

(2)項目は、番号に ●印の付いたものを適用する。○印のついたものは適用しない。

(3)項目欄、特記仕様欄に●印、※印のある場合の適用は下記による。

(a)項目欄に●印のついたものは本特記仕様書を適用する。

(b)特記仕様欄に●印のついたものを適用する。

●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

●印と※印がともについた場合は、●印を適用する。(4)特記事項に記載の項目番号(章、節、項番)は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(5)製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。
また( )内は製品名を示す。

(6) ㊀は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

(7)標仕にない項目番号・特記事項は、本工事において追加した項目番号であり、【追加】と表記する。

(8)標仕に特記事項が記載されていても、付け加える文章がある場合には、【追記】と表記する。

(9 )標仕に特記事項が記載されていても、文章をすべて、または一部を置き換える場合には、【置換】と表記する。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1章 一般共通事項 | | 1節 一般事項 |
| | ● 1.1.2 用語の定義 | 【置換】<br>(ケ)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印のうえ説明し、差し出すことをいう。<br>【追記】<br>(ネ)「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称していう。<br>(ノ)「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することをいう。<br>(ハ)「発注者」とは、受注者と工事請負契約を締結した者をいう。<br>(ヒ) 標準仕様書及び特記仕様書に記載の「監督職員」は「監理者」と読み替える。<br>(フ) 監理者とは、工事請負契約約款に規定される監理者の業務を委任されたものをいう。<br>(ヘ)「同等品」とは、設計図書に記載された「要求性能・品質」を持つことを証明されたものをいう。<br>(ホ)「参考図」とは、設計図書に添付した図において品質や特性、形状、工法などを参考として一例を記載したものである。したがってすべての要求性能を表しているものではなく、また、その材料や形状、工法、システム等についても特定の製造者、専門工事業者を示すものではない。<br>(マ) 標準仕様書の「承諾」は「確認」と読み替える<br>(ミ)「総合図」とは意匠、構造、設備の設計情報を一元化した図面をいう。<br>(ム) 「設計者」とは本設計図を作成した者をいう。 |
| | ●1.1.3 官公署その他への届出手続等 | 【追記】<br>(4)工事にあたり、必要な官公署その他への手続き(協議・届出・申請、竣工までの各種手続き・協議関係)及び資料の作成は全て受注者にて遅延なく行い、これに要する一切の費用は受注者負担とする。(発注者の都合による設計変更に起因する関係官庁への構造評定・確認申請に関する届出は除くが、施工上の都合により必要な同手続きはこれに含む)なお、協議による想定外の仮設計画、工法が必要になった場合はすべて本工事に含まれるものとし、費用は受注者の負担とする。<br>(5) 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。<br>(6) 建築確認申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等は(　　)が行う。<br>その他、(　　)の手続きは(　　)が行い、その費用負担は(　　)が行う。<br>(7) 工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別・手続・時期・実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して発注者及び監理者に提出する。法定検査には、次を含む。<br><br>性能検証法適応の有無　○有　※無<br>○階避難安全検証法　(○ルートＢ　○ルートＣ) 適用する階は以下による<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>○全館避難安全検証　(○ルートＢ　※ルートＣ)<br>○耐火性能検証法　(○ルートＢ　○ルートＣ)<br>○防火区画検証法　(○ルートＢ　※ルートＣ)<br><br>※適用する　○適用しない |
| | ○1.1.4 工事実績情報サービス(CORINS)への登録 | |
| | ● 1.1.7 関連工事等の調整 | 【追記】<br>(2) 本工事の「関連工事」は下記とする。<br>(　　)<br>(3)本工事の「関連別途工事」は下記とする<br><br>(4) 別に定めのない限り、関連別途工事の受注者に対し、次のものについて調整・貸与し、円滑な統括管理を図る。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。<br>(ア) 関連別途工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用<br>(イ) 足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水の利用<br>(ウ)貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け<br>(エ) 関連別途工事用の機器、材料の取り込みに必要な搬入口・通路などの設置・確保<br>(オ) 施工図・施工計画書などの作成に際し、関連別途工事との取り合い・納まりなどについて総合図を作成し、十分調整する。<br>(カ)工期内に実施する必要のある関連別途工事は、相互間の工事調整に協力する。<br>(キ) 関連別途工事の扱いは以下による。<br>○関連別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。工事期間中に予定する関連別途工事は以下の通りとする。<br>○情報、通信工事(建物引き込み部)<br>○什器、備品設置工事<br>○テナント工事<br>(5)関連工事と関係のある工程調整については、総合工程表を作成し、十分調整する |
| | ●1.1..8 疑義に対する協議等 | 【追加】<br>(4)設計図書における疑義は、工事請負契約締結前に質問回答書をもって確認済みとする。 請負契約締結後に疑義が発見された場合、原則として請負代金の増額及び工期変更は行わない。<br>(5)設計図書に代表箇所のみが表示され、その他の部分が省略されている場合は、代表的箇所に準じて施工する。<br>(6)図面に表示されていない事項でも、技術上、施工上、もしくは保安上欠くことのできない物は、監理者と協議の上、請負者の責任において施工する。 |
| | ●1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項 | 【追記】<br>(カ)工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監理者及び発注者に報告する。 |
| | 【追加】<br>○1.1.15 地中障害物 | (1) 図面及び参考資料に記載のない地中障害物の撤去工事が発生した場合は下記による。<br>※別途精算とする　○本工事に含む<br><br>(2) 前(1)項の地中障害物の種類、数量等を記録し、工期に影響する場合は、監理者・発注者と協議を行う。 |
| | 【追加】<br>○1.1.16 土壌汚染対策工事 | (1) 土壌汚染状況調査<br>○本工事に含む<br>(2) 汚染土壌場外処分費<br>※調査結果の上協議とする　○本工事に含む |
| | 【追加】<br>●1.1.17 工事範囲及び工事費に含まれる費用 | (1) 本工事及び工事別の施工範囲は、設計図書・見積要綱書及び添付資料による。ただし、上記に設計図書等に記載がなくとも工事を完成するために品質・性能・法令・安全・施工上当然必要な軽微な工事及び材料、工場製品は本工事に含む。<br>(2) 本工事に必要な下記工事及び費用は本工事に含まれる。<br>(ア)施工、材料及び製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用。<br>(イ)工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧。<br>(ウ)工事用機器、材料などの取り入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれらに伴う補強、及び後片付け。<br>(3)電力、ガス、上下水道などの引き込み負担金。特に工事期間中の下水道使用料金の算出・負担金。工事区分表参照。<br>(4) 検査に関する諸費用<br>(5) 本工事建物内外の関連別途工事との調整、協議、協力<br>(6) 近接施工協議<br>(7) 工事に起因する道路復旧工事<br>(8) その他発注者の指示による |
| | 【追加】<br>●1.1.18 監理者の確認・検査・試験の在り方 | (1) 機器・材料・施工・工事についての施工図等・見本等に対する監理者の確認は次による。<br>(ア)受注者から提出された施工図等・見本等に示される範囲の内容に対して、受注者による品質管理・確認の適正さを確認するために行われる。<br>(イ)工事目的物に組み込まれた製品の施工図等・見本品等に対して、その外観と受注者より提出される書面による情報に基づいて行われる。 |
| | | (2) 機器・材料・施工・工事に対する監理者の検査又は試験は次による。<br>(ア)工事請負契約書及び設計図書に基づいて、受注者による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行う。<br>(イ) 監理者の検査は、立会、受注者の自主検査記録・工事写真等の確認、その他確認対象に応じた合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査・書類検査等の確認は原則として抽出により行う。<br>(3) 前号(1)、(2)にかかわらず、機器・材料・施工・工事が工事請負契約書、設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらの施工図等・見本等に対する監理者の確認、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。<br>(4) 前号(1)、(2)にかかわらず、工事目的物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質・性能・安全上の不具合がある場合は、その修補等の責は受注者が負う。 |
| | 【追加】<br>●1.1.19 書類の電子情報化 | (1)監理者に提出する全ての書類のうち監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定コンピュータソフトにより作成し、HDD 等の電子媒体により提出する。<br>(2)監理者がクラウドサーバー等による工事期間中における工事データの共有を指示した場合は、監理者と協議の上その利用を行う。<br>(3) 監理者及び設計者が紙面で指示した証跡も全てデータ化し保存する。 |
| | 【追加】<br>○1.1.20 建物経年調査 | (1) 当該建物を発注者へ引渡したのち、工事請負契約に定める契約不適合部位及び損耗に関する調査を行う。<br>なお、調査の時期は下記による。(工事請負契約条件を確認)<br>○ 1年　○ 2年　○ 5年　○ 10年　○その他(　　)<br>(2) 前(1)号調査の具体的な実施要領は受注者が立案し、1 か月前までに監理者と協議する。<br>(3) 調査終了後速やかに調査の結果を記録し、監理者及び発注者に提出する。<br>(4) 前項の調査の結果、当該建物に契約不適合部が認められた場合は、受注者等は監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。 |
| | 【追加】<br>○ 1.1.21 営業協力 | (1)受注者は、本工事期間中、営業パンフレット撮影、写真撮影、看板及び横断幕掲示、プレス対応、顧客対応(資料作成、説明、現場案内等)等、発注者の事業に協力する。<br>項目 / 仕様 / 数量<br>写真撮影 / ○内観 ○外観 / カット<br>パンフレット制作 / ○A3　○ / 部<br>看板・横断幕制作 / 長さ　m　x　高さ　m / 枚<br>その他 / / |
| | 【追加】<br>● 1.1.22 登記・事務所、税対応への協力 | (2) 受注者は、発注者の広報活動、見学者対応等に協力する。<br><br>受注者は、発注者の建物登記申請、事業所税申告等に関し、図面作成等協力する。 |
| | 【追加】<br>○ 1.1.23 補助金申請業務への協力 | 当該建物に関し、発注者が下記の補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力する。<br>○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| | 【追加】<br>● 1.1.24 無償保守期間 | 建物引渡し後1年間かつ指定する回数を無償保守期間とする製品・設備は下記とする。また受注者は建物引き渡し※3 か月前、○＿＿＿＿に、下記設備の無償保守を行う業者、保守内容等の詳細を示した「設備メンテナンス計画書」を発注者に提出し確認を得る。<br>建物引渡し後の保守業務の実施にあたっては、建物管理者と協議し、その指示に従うものとする。<br>●昇降機設備(フルメンテナンス)<br>○機械駐車設備(フルメンテナンス)<br>○ゴンドラ設備(フルメンテナンス)<br>○自動ドア/回転ドア(フルメンテナンス)<br>○電動シャッター(引渡し後、6回以上点検)<br>○その他 (＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社 NTTファシリティーズ<br>一級建築士事務所 中国支店<br>広島県知事登録 22(1) 第2404 号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名 山口県国際総合センター4 号エレベーター改修工事 | 図面名 特記仕様書1<br>縮尺 | 図面番号 C-01<br>区分 建築<br>年月(西暦表示) 2026 年 10 月 |

【追加】
●1.1.25
品質計画

○ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は構造概要書による。
○ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。
・風速　V0＝＿＿m/s
・地表面粗度区分　○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ
・積雪区分　建告示第 1455 号　別表（＿＿）

【追加】
○1.1.26
現地調査

(1)着工に先立ち、下記(ア)～(オ)の事項及び監理者の指示する事項について、現地調査を行い、その結果を図面及び書面・写真にまとめ速やかに監理者に報告する。それらの調査結果は仮設計画に十分に反映させる。
(2)現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある項目について行い、その現況を十分に把握し、必要に応じて調査書を作成する。
(ア)敷地周辺の環境、周辺の建物(水路、公園、支持杭の有無、常水位等)、周辺道路との境界の確認、交通状況、道路規制・一方通行・車両規制の有無、道路幅や作業時間規制など。
(イ)近隣建物の損傷程度や構築物の構造、形状、特に基礎、地下構築物などの詳細な状況及び電波障害の有無など
(ウ)敷地周辺及び周辺道路に埋設されている通信ケーブル、上下水道、ガス管、電気ケーブル、マンホールなどの仕様、位置、レベル、共同溝、とう道、電柱、架空ケーブル、高速道路、鉄道、地下鉄等、重要度の高い項目。
(エ) その他発注者の指示による。
(オ)必要により所轄官公署と事前調査・協議する

【追加】
○1.1.27
昇降機の確認申請

昇降機に関する確認申請は、昇降機受注者が決定した段階で、同受注者が発注者の代理者及び昇降機設計者として申請を行う。また、検査及び申請に伴う申請料も同受注者の負担とする。
なお、昇降機の扉、内装. ホールランタンなど、当該建物設計者がデザインした意匠についての意匠権等の登録する権利は当該建物設計者が保有する。

【追加】
○1.1.28
免振クリアランス

設計クリアランスは下記による。
○水平＿＿＿mm　鉛直＿＿＿mm
地震時の免振層変位に伴い、配管・ケーブル・桶・エキスパンションジョイント等と免振材料、周辺躯体、設備等の干渉が生じないよう、上記指定数値以上のクリアランスが確保されていることを確認すること。
建物竣工時かつ竣工時検査(点検)後に実施した免振層や建物外周等に関わる設備工事完了時に、上記クリアランスが確保されていることを第三者により全数確認し、その結果を監理者へ報告すると共に、竣工書類として発注者へ提出すること

【追加】
●1.1.29
軽微な変更等

請負金額の範囲内で施工するものとする。

【追加】
●1.1.30
設計変更

部分的な変更、又は一部の追加工事等により請負金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額を明示した請負代金増減内訳書(増減内訳書)を提出し、監理者の承諾を受ける。なお増減内訳書における工事単価は、見積要綱書に別の定めのある場合を除き、工事請負契約時の単価とする。

【追加】
●1.1.31
部分使用、部分引渡、仮使用

なお、本工事において部分使用工事が発生した場合、係員の指示により仮使用手続きに伴い必要となる書類・図面の作成を行い、法令にもとづいて必要となる官公庁への協議・届出について建築主に協力する。なお、仮使用申請料の負担は建築主が行う。

## 2節　工事関係図書

●1.2.1
実施工程表

【追記】
(1)工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工程表の作成を行い、監理者に提出する。(1.2.1(1) 一部【置換】)
監理者は実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。
実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。
(ア) 主要な施工図・施工計画書・製作要領書などの作成・提出・確認の日程
(イ) 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
(ウ) 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程
(エ) 官公署への届出等手続きの日程
(オ) 完成時の諸検査の日程
(カ) 関連別途工事の主要な日程
(キ) その他、工事の進行に関係する重要事項
(受渡し、上棟、受電、総合試運転、クレーン解体、主要な材料の見本決定、地下・地上躯体完了、外部足場解体など)
(2) 実施工程表に変更の必要が生じた場合は、関連別途工事の工程と調整のうえ、速やかに修正実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は、修正実施工程表に重大な問題があると認められる場合は、直ちに発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。
(3) 必要により全体・月間・週間実施工程表を作成し、適宜実情に合わせフォロー修正する(建築他関連業者と調整の上作成)

●1.2.2
施工計画書

【追記】
(6) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適応した最適な方針を定めたものとし作成する。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。
(7) 工種別施工計画書うち品質管理に係る部分については、設計図書の定めるところとし、監理者の確認を受ける。

●1.2.3
施工図等

【追記】
(4) 施工図などの作成に先立ち総合図を作成し、監理者に提出する。基本的納まり、特殊な納まり、関連別途工事などとの調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受けた上で、総合図の作成を行う。総合図には必要に応じ展開図も含む。
(5) 施工図・工作図・製作図などの作成に際しては総合図に基く。
(6) 監理者の指示する原寸図などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の確認を受ける。
(7) 模型・モックアップ・モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の確認を受ける。
(ア) 模型の作製　○ する　● しない　(　　)
(イ) 見本施工　○ する　● しない　(　　)
見本施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、確認された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。場所・仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
(ウ) モックアップの作製　○する　●しない　(　　)
モックアップとは、当該建物のある部分の設計内容を確定するための実物大模型または縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じとする。発注者及び監理者との協議によりその限りではない。また、設置場所は工事敷地内とし、詳細についても発注者及び監理者との協議による。モックアップは一定期間設置した状態を保てるスケジュールとすること。
(エ) モデルルームの作製　○ する　● しない　(　　)
(オ)先行施工　○する ●しない(　　)
先行施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、他の同様部分の着手に先立って、確認された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
(8) 施工図の作成は現場にて行い、専任担当者を充てること。
(9)受注者は、施工図作成するにあたり覚書の締結又は誓約書を交わすことにより設計CADデータを貸与することができる。貸与条件については設計者との協議による。

●1.2.4
工事の記録等

【追記】
(6)報告に用いる書式等は、監理者と協議の上定める。
(7)検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出する。
(8)施工・試験などへの監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出し、監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。確認などの結果手直しが有る場合は速やかに手直しを実施しその結果を監理者へ報告する。監理者が手直し報告を確認後次工程に進めることができる。
(9)書類などの審査による監理者の検査を受けた場合は、その終了後速やかに該当書類に監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。
(10)施工図調整専任係員　※設けない　●設ける(　　名)
(11)上記の専任係員は監理者の指示により施工図調整を専任で行う。施工図に関して経験豊富であり監理者が承諾した者とする。
(12)外装計画においても総合図同様、施工図作成に先立ち、部材単体の製作・施工図とは別に全ての関連情報を盛り込んだ建物外観立面図(四面・縮尺 1/100 程度以上)作成の上、整合を図り監理者の確認を受けること。

## 3節　工事現場管理

● 1.3.1
施工管理

【追記】
(3)監理者が掲示した監理方針に基づき受注者は工事運営及び施工管理に沿って実施する。
(4)本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。

● 1.3.2
施工管理技術者

【追記】
(3) 工事の着手に先立ち建設業法に基づく現場代理人及び同法に基づく有資格者である監理技術者又は主任技術者を選任し監理者、発注者へ文書提出の上、承認を受ける。

○ 1.3.3
電気保安技術者

【追記】
(4) 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
※ 要　○不要

● 1.3.5
施工条件

(2)(1)以外の施工条件は下記による。
(ア) 作業時間などは次による。
(a) 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下、「近隣協定」という。)に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。
(b) 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ関係者と協議する。
(イ) 次に掲げる事項は現場経費に含むものとする。
(a) 式典費用

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○清祓い式 | 来客＿＿人程度 | 式場 | 祭壇 | 供物 | 直会 | 神官への謝礼 |
| ○地鎮祭 | 来客＿＿人程度 | 式場 | 祭壇 | 供物 | 直会 | 神官への謝礼 |
| ○定礎式 | 来客＿＿人程度 | 式場 | 祭壇 | 供物 | 直会 | 神官への謝礼 |
| ○上棟式 | 来客＿＿人程度 | 式場 | 祭壇 | 供物 | 直会 | 神官への謝礼 |
| ○竣工式 | 来客＿＿人程度 | 式場 | 祭壇 | 供物 | 直会 | 神官への謝礼 |

(b) 負担金
本設引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。各々の基本料金及び使用料金を共通仮設費の内訳に明示すること。
本設の電力引込工事及び負担金、水道・ガス・排水本工事及び負担金は、本工事に含む。
(c) 電気主任技術者
工事期間中の電気主任技術者選任料(名義料の一切の費用)は、本工事に含む。
(d) 工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の確認を得ること。
(e) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
(f) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所
(g) 必要箇所への仮設カーブミラー・電灯・養生通路の設置
(h) 工事中の第三者の損害防止
付近の構築物、道路、地下埋設物等に損害を与えないよう万全の処置を行う。
騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に従って養生及び防止対策を行う。
第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。
(i) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧
(ウ) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って自己の費用で対処する。
(a) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査、撮影日時の証明( 撮影専門第三者業者有り )
(b) 騒音、振動、防塵対策
(c) 休日・祝日の作業の通知
(d) 平日における夜間作業の通知
(e) 近隣住民への説明会の開催(工事着手時を含む)並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間でかわす工事協定締結業務
(f) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施
【追記】
部分使用を　・行なう　※行なわない
工事の完成前に部分使用する部屋等は下記によるものとし、指定された期日までに使用上支障がないように完成させる。なお、部分使用に伴う検査などの手続きについては、1.6.3 による。
部分使用する部屋等:＿＿＿＿＿＿＿＿

● 1.3.7
施工中の安全確保

【追記】
(7)受注者は、危害防止対策、工専用車輌による交通障害対策、錆対策など工事の進行によって発生が予想される障害に対しては、事前に万全の工事計画を立てて実行する。これらの計画に際しては、事前に近隣住民の十分な了解を得ることによって、工事の進捗に差支えのないように責任をもって処置する。必要な場合は近隣住民と協定書を取り交わす。

● 1.3.11
発生材の処理等

(2)発生材の処理等
(ア)発生材のうち、発注者に引き渡すものは下記による。
※有(　)　○無
(イ)特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は下記による。
※有(　)　○無
(ウ)再利用及び再資源化を図るものは下記による。
※有(　)　○無
(エ)既存仕上げ部のアスベスト使用材
※有(　)　○無
(オ)廃棄物のリサイクル目標率は下記による。
○＿＿＿＿%
【追記】
(3) その他現場説明書による
※関係法令等に基づき適切に処理する。

● 1.3.12
養生

【追記】
(2) 汚損を受けた部分については、速やかに原型に復原する。

● 1.3.13
後片付け

【追記】
(2) 工事の完成に際しては、工事検査までに次の汚損の復旧などを行う。
(ア) 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木などは現状どおりに復旧する。
(イ) 当該建物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合、設計図書の定める条件のとおりに復旧する。

【追加】
● 1.3.14
指示・確認・協議・報告の手順

(1) 監理者の指示が口頭による場合は、この内容を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。
(2) 監理者の確認を受ける必要がある書類・図面・見本などは、その旨を表示して監理者に提出し押印・サインを受ける。
(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。

【追加】
● 1.3.15
会議など

(1) 受注者は発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。また、会議場所・会議用機材を提供するなどその開催に協力する。
(2) 監理者の指示により、鉄骨・屋根・外装カーテンウォールその他特殊な技術を必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図等や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、受注者の本社などの技術部門に属する専門家や専門工事業

者の技術者を加える。
(3) 前(1)(2)号の会議又は打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、監理者に提出する。

【追加】
● 1.3.16
トレーサビリティ

(1) 当該建物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。
(2) トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるもののほか次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。
(ア) 識別記載がなければ、履歴や使用部位が辿れないもの
(イ) 不具合が発生した場合、当該建物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、手直し、取替えが困難なもの

【追加】
○ 1.3.17
測定機器及びモニタリング機器の管理

(1) 検査・測定・試験などの測定機器及びモニタリングに使用する機器のうち、管理が必要な対象機器とその管理方法について、あらかじめ監理者に報告する。
(2) 前(1)号に該当する機器は適正に維持・管理・訂正し、その記録を監理者に提出する。
(3) 監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前(1)号による管理方法の報告及び前(2)号による記録の提出を省略することができる。

【追加】
● 1.3.18
製造者及び専門工事業者の選定

(1) 選定された材料製造者の能力・経歴などを証する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(2) 設計図書に製造者名の記載がない材料については、適正な品質を確保できる製造者を選定し、監理者と協議する。ただし、設計図書に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(3) 設計図書に専門工事業者名の記載がない工種については、適正な品質を確保できる工事業者を選定し、「専門技術者・下請負人届」を監理者に提出する。ただし、設計図書で「専門工事業者による」としている工種のものは選定について監理者と協議する。
(4) 特別の理由により設計図書に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力・経歴などを証する資料を発注者及び監理者に提出し、発注者及び監理者の確認を受ける。

【追加】
○ 1.3.19
清浄度管理

工事中の粉塵による設備機器の損傷防止のため機器搬入前及び搬入後は清掃を徹底し、粉塵発生の工事は実施しない。機器搬入後の当該エリアの清浄度クラスISO9 以上(JISB9920、及びISO14644-1)に保つよう清浄度管理を行う。
機器には工事中用の仮設防塵フィルターの取り付けを行い引渡し前に交換を行う。

【追加】
○ 1.3.20
建物の気密性確保

気密性を必要とする室について気密試験(ドアファンテスト)を行う。
・対象室 ※サーバ室 ○_____
・確認箇所:建物が外気に面し気密性を要する部分その他指定箇所 (　　)
・ガス消火設備対象室の性能が国際基準(NFPA2001)を満足していることを確認。
・ドアファンを用いて対象室の圧力を調整し、圧力変化を観察し気密性を確認する。
圧力 (※±100Pa ○指定値:　　)
気密試験は機械設備工事にて実施するが、各受注者はそれぞれの施工範囲の責任を負うこと。(例:建築工事＝躯体、床、壁、建具、建築で設ける開口部等、設備工事＝配管、ケーブル等の設備貫通部、ダンパー、将来開口塞ぎ等)また是正にかかる費用は受注者の実績により工事費に見込むこと。各部の検査は目視のみでなくサーモグラフィーカメラを用いて熱、気流の移動がないか確認を行うこと。
気密試験に先立ち各受注者は建築、設備合同で建物各部の施工確認を行い監理者に報告を行うこと。また是正にかかる期間を工程に見込むこと。
・その他コミッショニング計画書がある場合はその記載に従う

【追加】
●1.3.21
既存部分等への処置

(1)改修、部分撤去など既存工作物に係る工事の場合の補修は下記による。
○_____
(2)補修等は必要最小限の範囲にとどめるものとし、その補修方法は本工事の当該工事または既存部分に倣い補修する。仕上げ材等が新旧材料と取合いとなる部分についても同様とする。

【追加】
●1.3.22
近隣への配慮

(1)騒動、騒音、悪臭、水質汚濁などの防止に適切な処置をする。
(2)落下物、飛来物、工事車両などにより近隣および通行人などに危害を及ぼさないように適切な処置をする。
(3)工事車両のタイヤに付着した泥などにより、公道を汚さないように必要な処理をする。
(4)請負者は、本工事の施工にあたり近隣建造物に対して十分な保護養生を行う。請負者の不注意または施工上の不行届によりこれらの建造物に損害を与えた場合は、自らの責任でこれを補修し、または賠償を行う。

【追加】
●1.3.23
製造者及び専門工事業者の選定

(1)機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書に記載されたものと同等以上にて選定し、選定届を監理者に提出する。

## 4節　材料

● 1.4.2
材料の品質等

【追記】
(8) 日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。
(9) 設計図書において機器・材料の品質が明示されていない場合は、設計者・監理者に確認の上適切な品質のものを採用し、施工すること。
(10) 機器・材料に関する設計図書の記載に「同等」「程度」などとある場合は、選定された機器・材料が品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(11) 設計図書において指定された機器・材料が入手困難な場合は、監理者の確認を受けたうえで、それと同等以上の品質・性能を有する代替品を使用することができる。
(12) 共仕[1.4.2(b)]において、建築材料・設備機材など品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器・材料については、当該評価書の写しを"品質及び性能を有することの証明となる資料"とみなす。
(13) JIS Q 1000(2005)による自己適合宣言をつけられた機器・材料・製品は、JISのマーク表示のあるものとして使用しない。
(14) 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示品とする。JISまたはJASマークの表示のない材料及びその製造者等(海外製材料含む)は、次の(ア)～(カ)の事項を満たすものとする。
(ア) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(イ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(ウ) 安定的な供給が可能であること。
(エ) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(オ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(カ) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会他)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監理者に提出して確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監理者の確認を受けた場合はこの限りではない。また、製造所欄に製造所、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監理者の確認を受ける。

● 1.4.4
材料の検査等

【追記】
(5) 機器・材料は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
(6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって(1)の検査に替えることができる。
(7) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、受注者の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は、受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
(8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合や監理者の指示による場合、発注者受注者の検査に合格後検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
(9) 機器、材料、製品等に対する検査に必要な発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は受注者がこれを負担する。
(10) 場内検査を原則とする。場外検査を行う場合は場外検査願いを提出すること。

●1.4.5
材料の検査に伴う試験

【追記】
(5)試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合は、機器、材料、施工検査に伴う試験を実施する。
(6) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供す
(7) 試験材料の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の確認を受けた方法による
(8)試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。

【追加】
●1.4.7
化学物質を拡散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の(ア)から(オ)を満たすものとする。
(ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(イ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(ウ) 接着剤はフタル酸ジーn－ブチル及びフタル酸ジー2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(エ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(オ) (ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

規制対象外建築材料
①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品
a. 非ホルムアルデヒド系接着材使用
b. 接着材等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ(表面材)は、上に規定される規定対象外建築材料のみ使用する。

【追加】
●1.4.8
特別な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とし、施工計画、要領書等を提出し、監理者の確認を受ける。

【追加】
●1.4.9
見本

本工事に使用する材料および製品は、監理者の指示に従いあらかじめ見本品を提出し、その承諾を受けた後、発注または製作する。

## 5節　施工

● 1.5.2
技能士

(1)適用する技能検定の職種及び作業の種別は下記による。

| 適用工事種別 | 技能検定の職種 |
|---|---|
| ●仮設工事 | ● とび |
| ○鉄筋工事 | ○ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) |
| ○コンクリート工事 | ○ 型枠施工　○ 左官<br>○ コンクリート圧送施工 |
| ○鉄骨工事 | ○ とび<br>○ 構造物鉄工作業 |
| ○ブロック・ALCパネル工事 | ○ コンクリートブロック工事　○ ALCパネル施工 |
| ○防水工事 | ○ アスファルト防水工事作業<br>○ 合成ゴム系シート防水工事作業<br>○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業<br>○ アクリルゴム系塗膜防水工事作業<br>○ 塩化ビニル系シート防水工事作業<br>○ セメント系防水工事作業<br>○ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業<br>○ FRP防水工事作業<br>○ シーリング防水工事作業 |
| ○石工事 | ○ 石材施工(石張り施工) |
| ○タイル工事 | ○ タイル張り |
| ○木工事 | ○ 建築大工 |
| ○屋根及びとい工事 | ○ 建築板金(内外装板金作業) |
| ○金属工事 | ○ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業) |
| ○左官工事 | ○ 左官 |
| ○建具工事 | ○ ビル用サッシ施工　○ ガラス施工<br>○ 自動ドア施工 |
| ○カーテンウォール工事 | ○ 金属製カーテンウォール施工<br>○ サッシ施工　○ガラス施工 |
| ●塗装工事 | ● 塗装(建築塗装作業) |
| ○内装工事 | ○ プラスチック系床仕上げ工事作業<br>○ カーペット系床仕上げ工事作業<br>○ ボード仕上げ工事作業<br>○ 表装(壁装作業) |
| ○植栽工事 | ○ 造園 |
| ○舗装工事 | ○ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業<br>○ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業 |
| ○配管工事 | ○ 建築配管作業 |

○ 1.5.4
工程の施工の確認及び報告

【追記】
(2)共仕(1.5.4)に示す施工の確認は、受注者の検査により行う。
(3)工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に報告する。
(4)自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。

○ 1.5.8
施工の立会い

【追記】
(2)監理者が指示した場合、監理者の立会いに代えて工事写真などの記録を整理して監理者に提出する

○ 1.5.10
化学物質の濃度測定

(1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、下記による。
※実施する　○_____

(2) 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監理者に報告する。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定　※行う　○ 行わない
測定対象室　※対象室(　　)　○図示
測定箇所数　※(　　)箇所　○ 図示
(3)測定後速やかに報告書を作成し監理者の確認を受ける。

【追記】
(4)採取、測定方法は厚生労働者『室内空気中化学物質の採取方法と測定方法』による
(5) 引き渡し条件は、次による。
※測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、全ての濃度が指針値以下である事を確認したのちに引き渡す。
○引渡し条件としない。

【追加】
○ 1.5.11
プロセスの妥当性の確認

(1) 事後の検査・試験で結果が十分に検証できない工程については、選定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程の監視・管理し、記録を監理者に報告する。
(2) 前(1)号の対象となる工程は鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、建築物の性能に重大な影響を及ぼす恐れがあるものが該当し、対象となる工程を要員・設備・方法手順及び管理の方法と合わせて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。

【追加】
○ 1.5.12
施工の検査に伴う不適合の監理、是正処置

手順及び管理の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。

【追加】
● 1.5.13
工法などの選定

(1) 設計図書に記載のない施工の手段・手法については、受注者の責任においてこれを決定し、その内容を監理者に報告する。
(2) 関係法令などにより特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。
(3) 支給材料、貸与品の場合を除き、選定された機器・材料・工法などが第三者の特許権・実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、特許権などという)に抵触する場合は、工事約款及び見積要項書の定めによるものとし、あらかじめこれらの権利に対して必要な手続を経た後に採用する。万一、第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、発注者・設計者・受注者間で協議する。

## 6節　工事検査及び技術検査

●1.6.1
工事検査

【追記】
(5) 自主中間検査

※ 受注者の判断・社内規定などにより、必要に応じて行う
○ 次により行う
契約内容の履行を確実なものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による自主中間検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない個所などがある場合は、速やかに補正を行ったうえで、発注者及び監理者に報告する。
(6) 工事の完成にあたって、受注者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は速やかに修正を行ったうえで、監理者に報告する。
(7) 前(5)(6)号の報告の後、監理者の検査を受ける。
(8) 消防署長の検査、建築主事の検査など関係法令に基づく（官公署その他関係の検査）については、完成検査に先立つ時期にこれを受ける。発注者などが受検者となる場合は、手続きを代行し、その検査に必要な書類・資機材・労務その他を提供する。
(9) 前(5)(6)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修正し、監理者の再検査を受けると共に、官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。
(10) 前(9)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者との協議の上速やかに修正し、監理者の再検査を受ける。
(11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連別途工事との調整を行い、必要により関連別途工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。
(12) 建物完成引渡し前に、発注者の完成検査を受ける。

【追加】
○1.6.3
部分使用

(1) 工事期間中に発注者による当該建物の部分使用がある場合は、該当部分について、共仕 1.5.5 に定める監理者による施工の検査及び共仕 1.6.1 に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続きについて発注者に協力する。

【追加】
●1.6.4
引渡し前後の注意

(1) 管理者への引継ぎ・開設準備への協力
(ア)受注者は、完成・引渡し時期から逆算して、完成後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める完成後の建物管理者に対して、建物及び設備の試運転を行うとともに、取扱要綱を提出しその説明を行う。
(イ) 完成・引渡し前に発注者が建物管理者訓練を実施する日程（1日程度）を確保し、当該訓練の実施に協力する。
(2) 完成後の現場対応
受注者は、完成・引渡し後最低6か月間は建物及び諸設備に関する技術員を常駐させ、発注者（建物管理者）が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。
常駐者は＿＿＿＿＿に常駐とする。

(3) メーター検針確認
(ア) 建物引渡し前に行う各種検針メーターの確認は、受注者の責任と負担において全数行い、監理者を通じて発注者に報告書を提出する。
(イ) メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、受注者が全て負担する。

(4) 鍵合せにおける発注者及び監理者の立会については、監理者の指示による。
(5) 鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。

【追加】
○1.6.5
騒音測定

(1) 室内騒音の目標値
各室の騒音は、下記の値を目標とする。
その他諸室・廊下についても仕様上支障のないことを目標値とする。

貸室：＿＿＿＿
防災センタ：＿＿＿＿

(2) 竣工時の騒音検査
室内騒音測定を実施する。

各室中央部分及び、扉より 1.0m 離れた位置で測定をする。

【追加】
●1.6.6
契約不適合責任

(1) 完成引き渡し後に工事上の契約不適合が発見されたときには、受注者は監理者と共に速やかにその原因調査を行い、それが施工の品質及び性能に起因する場合には請負工事契約に基づき、即時無償で補修を行う。
(2) 契約不適合が関連別途工事受注者との境界分野で発生した場合には、その不具合に対する責任は当該関連別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。

【追加】
○1.6.7
中間検査

(1)建築基準法及びその他の法令を満たしていることを確認し、監理者に報告する。
(2)検査日程を調整し、監理者の指示により検査に協力する。
(3)検査に必要な資料作成は請負者にて行い、監理者の承諾を得る。

【追加】
●1.6.8
竣工検査

(1)竣工検査は次の順序で行うことを原則とする。
(a)請負者下検査：現場組織が行う検査。
(b)現場監理事務所検査 ：監理者が行う検査。
(c)諸官庁検査：建築基準法、消防法、その他条例に基づく検査。
(d)請負者検査：現場組織とは別個の組織が行う検査。
(e)設計事務所検査：事業主が指定する設計者による検査。
(f)建築主検査
(2)竣工検査は現場代理人立会いとする。
(3)竣工検査は清掃を十分行い受検することとする。

● 1.7.1
完成時の提出図書

(5)請負者は竣工検査指摘事項、是正方法および是正完了予定日を監理者に報告し、監理者の指示により是正を行う。是正が完了したら速やかに監理者に報告する。

## 7節 完成図等

(1) 工事完成時の提出図書は下記により、A3 版及び電子媒体（CAD、PDF データ）を提出する。

| 分類・規格 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| ● 完成図 | ※各 3 部<br>○（　）部 | 特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの） |
| ● 施工計画書、製作要領書 | ※各 3 部<br>○（　）部 | 総合図一式を含む |
| ● 施工図・製作図 | ※各 3 部<br>○（　）部 | |
| ● 保全に関する資料 | ※各 3 部<br>○（　）部 | 保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等）、協力業者一覧表（業者名、住所、連絡先、責任者名） |

【追記】
(2) 工事関係図書を整理のうえ、次により 3 部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡後も自ら保管する。
（ア） 提出・保管する工事関係図書
●施工図等
（○すべて　○監理者の指示する施工図等　○　　）
○施工計画書、施工要領書、試験計画書
（○すべて　○監理者の指示する施工計画書など　○　　）
●検査記録
工事中のすべての受注者等・監理者・官公署による検査などの記録を含む
●施工報告書、試験報告書
●工事写真
●会議記録、打合記録
○既存再利用タイルの施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録
○メーカーリスト（使用製品、数量、仕様、色指定、連絡先を一覧表にまとめること。）
○上記のほかクラウドサーバ保存データの全部
（イ） 保管期限（工事完成引渡日から起算）
※永久　○15 年　○＿＿年
（ウ） 提出・保管媒体
●デジタル画像データ（TIFF・PDF など）と CAD データ
○原本（　　）
○
(3) 前(1)(2) 号により発注者に提出された図書などの著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。

● 1.7.2
完成図

(1) 完成図の種類及び記入内容は下記による。
※標仕 表 1.7.1　○ ＿＿＿
完成図に添えて、次を提出する。
○防火区画図、排煙区画図
○各種防災設備プロット図
○防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写しなど)
○建築基準法 12 条 5 項の報告に必要な各種図面

【追記】
(2) 完成図は、原則として当該建物の完成後 2 カ月以内に発注者及び監理者に提出する。
ただし、提出期限について発注者及び監理者の指示がある場合は、それによる。
(3) 受注者が施工する関連別途工事を含む完成後の図面と、テナント撤去後に必要となる現況復旧後に必要となる図の両方を作成すること。
○適用する(範囲：　　)
○適用しない

● 1.7.3
保全に関する資料

(1) 保全に関する資料の提出部数は下記による。
※2部　○ ＿＿部
○鍵箱（Gマスターキー、予備キーその他

【追記】
(3) 保全に関する資料の提出部数は下記による。
※2部　○ ＿＿部
(4)その他に作成する保全に関する資料は下記による。
●保全マニュアル
○長期修繕計画書
●保証書(原本)
●保守及び緊急連絡先
●機器類操作点検など取扱い引継書
○監理者の指示する機器完成図
○敷地境界立会記録
○地中仮設残存物記録
○設備関係測定報告書
○ その他（　　）

(5) 性能検証法の適用がある場合、保全マニュアルに下記内容を記載すること。
・性能検証の適用の有無、内容
・改修、修繕時の性能検証に関わる責任区分
・あらかじめ検証による制約

【追加】
●1.7.4
完成写真

下記のものを監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。

| 分類・規格 | 撮影箇所数 | 部数 | 原版の大きさ |
|---|---|---|---|
| ○ アルバム（基本図含） | 外部（＿）内部（＿） | ※2 ○ 3 | ※6×6 版以上 |
| ○ カラー　※キャビネ版・全紙パネル | 外部（＿）内部（＿）<br>外部（＿）内部（＿） | ※2 ○ 1<br>※2 ○ 3 | ※6×6 版以上<br>○＿＿＿ |
| ○ カラーポジ | 外部（＿）内部（＿） | ※1 | ※24 ㎜×36 ㎜以上 |
| ● デジタルデータ | 外部（ 4）内部（ 4） | ※1 | |
| ○ 動画データ | 外部（＿）内部（＿） | ※1 | |

※フォトブック仕様は、下記程度とする
サイズ:内面 260×260
装丁:ハードカバータイプフルフラット製本
紙質等:シルク紙高質印刷
アルバム最終ページには、建物概要を添付する。

※撮影者
※同等の撮影実績を有し設計者・監理者が承認する者
○指定 （事務所名：　　）

※電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG・MPEG 形式最高画質とし、DVD にて提出する。
※使用する写真は監理者と協議の上決定する。
※外部写真には、航空写真＿枚を含む。
※監理者が指示する外観上不要な電柱、電線等消去する。
※監理者が指示する時間帯（昼景、夕景、夜景）で撮影を行う。
※原版の版権は撮影者が有するが、原版の使用権は発注者及び設計事務所に帰属する（発注者及び設計事務所は写真を撮影者の了解なしに自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合には発注者及び設計事務所の了承を必要とする）。

【追加】
○ 1.7.5
LCC の算出

(1)受注者は、竣工の＿＿か月前及び＿＿か月前に、発注者に事前確認のうえ、BELCA（公益社団法人 ロングライフビル推進協会）基準にて本建物のライフサイクルコスト（LCC）の算出を行い、発注者にデータにて提出する。

【追加】
○ 1.7.6
引継品

(1)受注者は、発注者が竣工後の建物管理に必要とする管理用備品のうち発注者が負担するものについて、発注者及び建物管理者に事前確認のうえ用意する。引渡し方法の詳細は、建物管理者と事前相談のうえ定める。

【追加】
○1.7.7
予備品

以下の材料を予備品として完成時に納入する。
○内訳数量の 3%（ビニルタイル）
○1%（床石、タイル、フローリング、2 重床パネル、タイルカーペット、壁紙）
○＿＿＿%（＿＿＿）
なお、予備品の保管場所は監理者の指示による。
○保管用 鋼製ラック ＿＿＿ 台 （W2000×H1800×D600 程度）

【追加】
●1.7.8
軽微な変更

現場の納まり取り合わせ等の関係で材料、寸法、取り合い位置又は取り付け工法を多少変更し、或いはこれらによって取り付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監理者との協議によって行う。

【追加】
●1.7.9
工事監理用図書

(ア)工事着手後、速やかに設計図（契約図）(二折り・表紙・背表紙文字入れ)の縮小原図（A3 サイズ）を作成し縮小原図により、A3 サイズの青焼きまたは白焼き製本を（ 3 ）部提出する。A1 サイズは(　)部提出する。

【追加】
○1.7.10
設計変更

設計変更に伴う下記の申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等の手続きは（設計者）が行い、その費用負担は（発注者）が行う。
○計画変更申請　○性能評定　○大臣認定

【追加】
●1.7.11
着工時提出書類

・現況調査報告書
・近隣調査報告書
・総合施工計画書
・総合工程表
・総合仮設計画

【追加】
●1.7.12
総合施工計画書

工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の確認を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。
・工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等
・計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。

【追加】
●1.7.13
カラースキーム

カラースキーム作成時に伴う見本の準備を行うこと。

【追加】
○1.7.14
主な見本

○石材（各 1 ㎡）、塗装見本（各種 0.5 ㎡）、ガラス飛散防止フィルム（各 1 ㎡）、
○タイルカーペット（各種 1.5m×1.5m）程度、化粧シート・ビニルクロス（各 1 ㎡）
○＿＿＿＿（約 ○ ㎡ ）
その他仕様を決定するために必要なもの

【追加】
○1.7.15
海外製品の調達

(1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、あらかじめ、それらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(2)消耗品、支給材料又は貸与品および設計図書に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器・製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とみなさない。
(3)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の補償期間は次の通りとする。
(a)保証期間 10 年とする。
(b)維持管理・補修・定期点検等のアフターサービスについては、修理・部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は 10 年とする。
(c)基本素材性能等の仕様の補償
保証期間は 10 年とする。ただし、素材性能・品質安定性に関する不都合の発現率が 5%を超えた場合、全数を保証対象とし、保証期間 5 年を追加延伸し、合計 15 年とする。
(d)修理・取替え材料の対応可能期間は 10 年とする。
(4)設計図書に指定された海外製の機器・材料・製品などが所定の品質・性能に適合しないと認められる場合、または前 2 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品などの処置につき監理者の指示に従う。

【追加】
●1.7.16
特許権等について

本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利においての、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。
工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。
本設計図の著作権は株式会社 NTT ファシリティーズに帰属する。
完成図、施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。
本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。

## 8節 その他

【追加】
●1.8.1
提出書類

(1)提出書類は、本章の該当各項、2章以降各章および契約書に定められた書類を適時提出する。
(2)上記提出書類のほか、下記による書類については当該図書類等の定めにより提出する。

| 図書類 | 提出書類の種類 |
|---|---|
| 建築工事標準仕様書追補版（安全・品質管理編） | ●2 章(安全に関する書類)<br>●3 章 4 節(品質に関する書類) |
| 建築工事標準仕様書追補版（通信事故防止管理編） | ●3 章(通信事故防止に関する書類)<br>●9 章作業内容一覧(参照) |

(3)監理者の指示によりその他の必要書類を提出する。

| | |
|---|---|
| 1 着工時 | |
| ●現場代理人事前届 | |
| ●監理(主任)技術者届 | ●実施工程表 |
| ●工事施工編成書(現場組織表) | ●施工体制台帳 |
| ●現場員編成書(経歴書添付) | ●施工体系図 |
| ●総合施工計画書 | ●資格者 資格証(写し) |
| 2 工事中 | |
| ●内訳明細書(契約後指定期間内) | |
| ●工事報告書(月報) | ●工種別施工計画書 |
| ●下請協力業者採用届 | ●月間工程表 |
| ●主要資材製造業者採用届 | ●週間工程表 |
| ●各種試験結果報告書 | ・その他 |
| 3 完成時 | |
| ●完成写真 1.7.4 による | ●設備工事各種試験成績一覧表 |
| ●完成図等 1.7.2 による | ●建物維持管理注意事項 |
| ●予備品及びリスト | ●各種機器等取扱い説明書 |
| ●鍵引渡し書及びリスト | ●関連業者一覧表及び主要資材 |
| ●鍵箱 1.7.3 による | ●メーカーリスト(各種保証書を含む) |
| ●諸官庁出願申請書及び検査済証 | ●緊急連絡先一覧表 |
| | ●建物滅失証明書 |

## 2章 仮設工事

### 1節 一般事項

【追記】
●2.1.2 仮設材料

(ｱ)工事仮設計画書を作成すること。
(a)工事に先立ち、下記の事項の総合仮設計画書を作成し、監督職員に提出する。その他監督職員の指示による。
1. 工事目的別の位置と敷地との関係
2. 仮囲いの位置及び構造、道路、出入口との関係
3. 材料運搬経路と主な作業動線
4. 仮設物などの配置(監理者事務所、材料置き場、下小屋等)
5. 工事用電力、給排水設備
6. 足場及び桟橋の位置及び構造
7. 重機の種類及び配置
8. 災害防止設備(雨水・山留めを含む)
9. コンクリート打設設備
10. 鉄骨建て方設備
11. 各工事工程と仮設

(b). 工事目的物の一部を仮設に使用する場合、又は開口を設ける場合などについては、補強並びに復旧の計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。

【追加】
● 2.1.3 工事用水・電力

構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。
(1) 工事用水
※利用不可　● 利用可(○ 有償　● 無償)
(2) 工事電力
※利用不可　● 利用可(○ 有償　● 無償)

【追加】
● 2.1.4 交通整理員

交通誘導警備員について特に指定する場合は下記による。
○＿＿＿＿＿＿

### 2節 縄張り、遣方、足場その他

○ 2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り

【置換】
(1)敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物(地下鉄、とう道含む)、樹木、上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。
(2)敷地について次の要領により測量を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。
(ｱ) 隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会のもとに確認し、記録を作成する。
(ｲ) 敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。

【追記】
(3)速やかに以下の確認を行い、その結果を発注者及び監理者に報告する。
・既存建物地下躯体形状

(4) 敷地境界石を全数確認の上、仮点を 2 箇所ずつ明示する。
また、工事着手に先立ち、受注者は関係者立会のうえ図面に基づいて敷地内及び周辺の既存埋設管等の状況及び敷地工程並びに磁北・真北の確認をし、監理者に報告する。
(5)その他の関連事項
○地下埋設物　○地上架線状況調査　○電波障害測定　○周辺騒音レベル
○土壌汚染調査(指定のある箇所)
調査の結果設計図書に定められた条件を満足させることが不可能になった場合には、速やかに監理者に申し出て、その措置について協議する

● 2.2.4 足場等

【追記】
(2) 手すり先行足場
※適用する　○適用しない
なお、これにより難しい場合は監理者と協議する。
(5)足場に敷設する養生シートは、騒音・振動等公害防止条例その他規定に従って保護シート等を計画する。
(6)工事車輌出入口、角部の仮囲いの材質は透明なものとし、視認性を確保すること。

### 3節 仮設物

○ 2.3.1 監理者事務所等

(1) 規模等
○10 ㎡(1 号程度)　○20 ㎡(2 号程度)　○ 35 ㎡ 3 号(程度)
○65 ㎡(4 号程度)　○ 100 ㎡(5 号程度)
上記規模の他に　○発注者事務所(＿＿㎡)
○会議室(＿＿㎡程度、○Web 会議対応)
○更衣室(○男女兼用　○男女別)
○WC　(○男女兼用　○男女別)

※監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。
※監理者事務所は鍵がかけられる仕様とする。
・ 監理者事務所の内装仕上げ

| | |
|---|---|
| | 仕上げ |
| 床 | ビニル床シート張り又はタイルカーペット |
| 壁 | 合成樹脂エマルジョンペイント塗り又はビニルクロス張り |
| 天井 | 化粧石膏ボード又は岩綿吸音板 |

(2) 監理者事務所の備品等の種類及び数量は下記による。(　)内は数量を示す。

| | |
|---|---|
| ○什器 | ○ 机(　)　○ 椅子(　)　○ 会議テーブル(　)<br>○ 書棚(　)　○ 見本棚(　)　○ 更衣ロッカー(　)<br>○ 応接セット(　)　○ 洗面設備(　)　○ シンク(　)<br>○白板(　)　○ 図面掛け(　) |
| ○電気製品 | ○ 冷蔵庫(　)　○ 電子レンジ(　)　○ 湯沸器(　)<br>○ 時計(　) |
| ○工事用 | ○ ゴム長靴(　)　○ 安全靴(　)　○ 雨カッパ(　)<br>○安全帯(　)<br>○ 懐中電灯(　)　○ ヘルメット(　)<br>○ 検査道具一式(　)　○ 温湿度計(　) |
| ○事務用品 | ○ 筆記用具　○ OA用紙(適宜補充)　○ ファイル(適宜補充) |
| ○その他 | ○ 消火器　○ 日塗工　色見本帳 |

上記に要する費用は、維持運営費・処分費を含め一切受注者の負担とする。

監理者事務室には、次のOA環境を整備する。(　)内は数量を示す。

| | | |
|---|---|---|
| ○ パソコン(　) | 機種 | ※監理者の指示による　○ その他(　)<br>下記の該当ソフトがスムーズに作動する性能として管理者の確認を受けること。 |
| | OS | ※Windows10　○ 監理者の指示による |
| | ソフト | ※Word　※Excel　※PowerPoint<br>○ AutoCAD　○ Revit<br>○ Acrobat Pro ○ その他(　)<br>※各種最新版とする |
| | 共用 | ※監理者専用　○ 受注者と共用 |
| | モニター | ※監理者専用(＿台) |
| ○ インターネット回線(　) | 回線種類 | ※光ケーブル回線　○ ADSL回線<br>※WiFi/無線ルーター<br>※プロバイダー契約は受注者負担<br>※回線は監理事務所専用回線とする。 |
| ○ レーザープリンタ(　) | 機種 | ※監理者の指示による　○ その他(　) |
| | 印刷 | ※カラー　○ 白黒 |
| | 給紙 | ※A3・A4対応　○ A4対応 |
| | 共用 | ※監理者専用　○受注者と共用 |
| ○ コピー機(　) | 機種 | ※監理者の指示による　○ その他(　) |
| | 機能 | ※自動原稿送り　※自動給紙<br>※自動仕分け　※両面コピー<br>○ その他(　) |
| | 印刷 | ※カラー　○白黒 |
| | 給紙 | ※A3・A4対応　○ A4対応 |
| | 共用 | ※監理者専用　○受注者と共用 |
| ○ 電話(　) | 共用 | ※監理者専用　○受注者と共用 |
| ○ FAX(　) | 共用 | ※監理者専用　○受注者と共用 |
| ○ 複合機(　) | 機種 | ※監理者の指示による　○ その他(　) |
| | 機能 | ※FAX　※コピー　※スキャナー<br>※自動原稿送り　※自動給紙<br>※自動仕分け　※両面コピー<br>○ その他(　) |
| | 給紙 | ※A3・A4対応　○ A4対応 |
| | 共用 | ※監理者専用　○ 受注者と共用 |

上記に要する費用は、維持運営費を含め一切受注者の負担とする。

(4) 工事名称などの表示
(ｱ) 工事用看板の大きさ、書体、仕上げ、位置等はあらかじめ監理者と協議する。
(ｲ) 設計監理の現場サインは、「NTTファシリティーズ CIデザインマニュアル」による。
仕様　:ステンレス製　カッティングシート貼り
寸法　:W＿＿＿×H＿＿＿
文字数:　＿＿＿文字程度
(ｳ) 仮囲い等に関係法令で定める掲示物のほかに看板等を設置する場所は、監理者と協議する。
工事期間中は工事範囲内の掲示物・看板等を適切に管理し、必要に応じて掲示場所の変更及び撤去・処分を行う。
(ｴ) 外部足場外面又は建物外壁面などに、工事名称・発注者・設計監理者・受注者などの表示を設ける。表示の可否・時期・位置・内容・形態・寸法については、監理者の指示による。

【追加】
○ 2.3.4 看板

※監理者事務所表示看板
○完成予想図(1.5m×1.5m 程度　1 箇所)
○設計監理者、発注者

【追加】
○ 2.3.5 仮囲いその他

受注者の計画による他、下記とする

| | |
|---|---|
| 仮囲い | ・図示　(着色　・有　・無)<br>・　程度 (着色　・有　・無) |
| ゲート | ・図示　(着色　・有　・無) |

【追加】
● 2.3.6 保護設備

| | |
|---|---|
| | 程度 (着色　・有　・無) |
| 敷鉄板 | ・図示　・　程度 |
| 防音壁 | ・図示　・　程度 |
| 交通整理員 | ・　人程度 |
| 構造 | ○鋼板製　○金鋼製　○その他(　) |
| 高さ | ○1.5m　○1.8m　○3.0m 以上(　) |
| 仕上げ | ○仕上げなし　○ペイント　○その他(　)<br>○描画及びデザイン(内容は受注者で提案すること) |
| 範囲 | ○設計図による　○監理者立会いのもと位置を決定する |

仮囲い等に仮設ゲートを設置する際は、仮設ゲートとは別にくぐり戸等を取り設け、歩車分離を徹底し、現場従事者の安全動線を明確にすること

本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えぬように、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に確認を得て実施すること。
万一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事等を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。

### 4節 仮設物撤去等

○2.4.1 仮設物撤去等

【追記】
(3)工事完成後も仮設材(山留・地盤改良材を含む)を残置する場合は、発注者及び土地所有者と合意し、合意した記録を作成すること、また併せて残置図を作成し竣工図に追加すること。

## 18章 塗装工事

### 1節 一般事項

● 18.1.3 材料

(1) 塗料のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆　○＿＿＿mg/L
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　○第三種

【追記】
(5)特記により防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。
(6)屋内で塗布する塗料は、原則としてトルエン・キシレンを含まないものとする。ただし、キシレンは塗料の種類により配合が必要な場合、極力少ないものを選定する。
(7)内装塗装仕上げに使用する塗料は、原則として防汚染型とする。
(8)塗料は、極力鉛を配合しないもの、あるいは配合量の少ないものから選定する。
(9)次により建築物全般について鉛フリーの塗料を適用する場合は、該当部位に用いる塗り仕様すべての塗料を、原則として鉛を配合しないものとする。塗料の種類により配合が必要な場合は、塗膜中の鉛含有量が 0.06%以下のものとする。指定した色調により着色顔料に鉛が含まれるおそれがある場合は、塗料製造者の安全データシート(SDS)により確認をする。
※適用しない
○適用する(○すべての塗料　○隠ぺい部以外の部分　○設計図による)

○ 18.1.4 施工一般

【追記】
(5)(エ)壁面及び天井の塗装は、ローラーブラシ塗り仕上げを原則とする。ただし、ロックウール化粧吸音板に塗装する場合は、シーラー処理のうえ吹付け塗りとする。
(オ)コンクリートブロック下地でモルタル塗り塗装仕上げの場合は、寒冷紗張りのうえ塗装する。
(カ)溶接個所、ボルト廻り、エッジ部分などについては塗増し等を施し、十分な塗厚を確保すること。また、塗料の溜まりやたれなどが無いように入念に下地処理、塗装を行うこと

● 18.1.5 見本

(1)見本は、原則として基材・各塗装種別・色調ごとに色見本塗板を作成する。監理者の指示により見本帳に替えることができる。

【追記】
(2)各塗装種別ごとに塗装工程表・使用材料表を作成する。
(3)監理者の指示により、工法・技能・色・つや・配色・仕上げ程度及び仕上げ面の状態などを検討するために、試験塗りを行う。

【追加】
○ 18.1.8 専門工事業者の選定

(1)塗装専門工事業者
※日本塗装工業会の会員　○設計図による　○監理者の確認する業者
(2)工事指導者は、必要に応じ危険物取扱い者の有資格者とする。

### 2節 素地ごしらえ

○ 18.2.2 木部の素地ごしらえ

(1) 木部の素地ごしらえの種別は下記による。
○A種(不透明塗料塗り)　※B種(透明塗料塗り)

○18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ

鉄鋼面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種
○ B種(耐候性塗料塗部)
※ C種(耐候性塗料塗部についてはＢ種とする。)

○18.2.4 亜鉛めっき面の素地ごしらえ

亜鉛めっき面の素地ごしらえの種別は下記による。

| 種別 | 施工部位及び塗料種別 |
|---|---|
| ○ A種 | ※亜鉛めっき鋼面への錆止め塗料塗り(Az 種)、耐候性塗料塗りの場合<br>○＿＿＿ |
| ○ B種 | 鋼製建具等、A種以外 |

○ 18.2.5 モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ

モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別は下記による。
○A種　※B種

○ 18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ

(1) コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種　※B種
ただし、耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標仕 表 18.2.6 のA種による。

○ 18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種(せっこうボードの目地工法が継目処理工法の場合)
(施工箇所:　)
※B種

【追加】
○ 18.2.8 アルミニウム面及びステンレスの素地ごしらえ

(1)アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは表 18.2.8 により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。
(2)特に金属面に有害な傷をつけないようにする。
表 18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ

| 工程 | 種別 A種 | 種別 B種 | 塗装 その他 | 面の処置 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 汚れ・付着物除去 | ○ | ○ | － | スチールウール・研磨布などで除去する。 | |
| 油類除去 | ○ | ○b | － | a)苛性ソーダなどで油分を除去する。<br>b)溶剤拭きで除去する。 | 放置せず、直ちに次の工程に移る。 |
| 化学処理 | ○ | － | － | クロム酸塩溶液に浸漬し表面処理を行ったのち、水洗いして乾燥させる。 | 放置せず、直ちに次の工程に移る |

注)(1)A 種は工場塗装、B 種は現場塗装を標準とする。
(2)ステンレス鋼の素地ごしらえはＢ種とし、ヘアラインを施したものとする。

### 3節 錆止め塗料塗り

○ 18.3.2 塗料種別

(2) 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別は下記による。
※Az 種　○Bz種　○ Cz種
つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合はCz種とする。
【追記】
(3) 下地となる塗膜と錆止め塗料の適合性・密着性については、事前に十分確認を行う。

○ 18.3.3 錆止め塗料塗り

(1) 鉄鋼面の錆止め塗料塗りの種別は下記による。
見え掛り部分　※A種　○＿＿＿
見え隠れ部分　※B種　○＿＿＿
(3) 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別は下記による。
※鋼製建具はA種、その他はＢ種　○＿＿＿

### 4節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

● 18.4.1 一般事項

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類は下記による。
※1種　○＿＿＿

○ 18.4.2 木部の合成樹脂調合ペイント塗り

木部合成樹脂調合ペイント塗りの種別は下記による。
屋外　※A種　○＿＿＿
屋内　※B種　○＿＿＿

● 18.4.3 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別は下記による。
○ A種　●B種

## 28章

### 1節 一般事項

## 一① エレベーター工事

### 30章 撤去工事

**●28.1.1 適用範囲**

この章は、エレベーター工事における、国交省告示第1047号に規定される「エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」、同告示第1048号「地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造を定める件」に関連する事項に適用する。

**●28.1.1 基本要求品質**

(a)国交省告示第 1047 号、第 1048 号に規定される構造計算の方法、構造的な必要性能は、構造概要書に示す「非構造部材の構造的な必要性能」による。
(b)ここに特記する事項以外は、関連各章・各項の該当事項による。

#### 1節 一般事項

**●30.1.1 適用範囲**

本章は、建物等の撤去およびその部分(地中障害)撤去の工事に適用する。
(a)内装工事の撤去については、19 章 1 節([改標仕-6.2～6.4])および「解体共仕-3.5」によるほか本章による。

**●30.2.1 撤去範囲**

(a)撤去範囲は下記による。なお、設計図において明確でない部分や土地の保全、近隣及び残置建物で使用している工作物等は、事前に監理者と協議する。
※設計図によるほか、地中部分の建物、建物付属設備、構築物(割栗石等の地業を含む)は、撤去する。
○設計図による。(基礎等を残置する場合)
○建物以外の範囲を GL-600 まで撤去範囲とする。
(b)撤去対象物以外の地中障害物が発見された場合には、ただちに監理者へ報告する。
撤去工程で不明配管または残置配管や配線類が発見された場合、すみやかに調査し確認の上、監理者に報告し指示を仰ぐこと。
(C) 内装工事による撤去の範囲は下記による。
＊設計図による ○_____

**●30.3.1 撤去計画**

既存建物等の撤去については、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省 平成 15 年 7 月 3 日 国住防第 4 号)に基づき、内装材、地上部分、土間、基礎部分の撤去方法および躯体の補強方法について、撤去工事施工計画書を作成する。

**●30.4.1 撤去工法と撤去機械**

撤去工法および使用する機械器具は下記による。指定がなければ、当該撤去に適したもので、騒音・振動・塵埃などの発生が少なく、安全性の高いものを選定する。
○_____

**●30.5.1 安全対策と仮設**

2章 仮設工事「解体共仕-1.3」および建築工事共通仕様書追補版(安全・品質管理編)の該当各項によるほか、下記により適切な安全対策と仮設設備を施す。
(1)道路に面した部分の撤去にあたっては、歩行者及び通行車両などの安全を確保するため、道路側に必要かつ適切な安全設備を施す。
(2)撤去解体に伴う塵埃の発生を防止するため、必要に応じて場内に散水設備を設置し散水する。
(3)塵埃から作業員を保護するため、場内には適切な換気設備および防塵マスクなどを準備する。
(4)場内は、常に整理および片付けを行う。なお、危険な部分には表示を行い、ロープまたは手摺りで区画し安全を確保する。

**●30.6.1 火気使用上の注意**

火気については十分注意し、下記により火災の防止に努める。
(1)内部造作材および付帯設備の撤去作業には、原則として火気の使用を禁止する。ただし、通信機器収容室内およびこれに接する場所以外でやむを得ず下記を使用するときは計画書を作成し、監理者の確認を受けた上で実施する。
(2)火気を使用した箇所は、作業後広範囲にわたり点検し残り火による火災防止措置を確実に行う。
(3)撤去材は、現場内で焼却してはならない。

**●30.7.1 撤去作業**

(a)鉄筋・鉄骨・防火層など既存部分に接続を行う部分のはつり出しは、それらを損傷しないように行う。

(b)左官仕上・タイル・吹付け仕上等の撤去で、既設仕上と取合せになる部分は、既設仕上げに浮き等の影響をおよぼさないように撤去する。

**●30.8.1 あと片付けその他**

(a)撤去完了後はあと片付けを十分行う。必要により危険行事を行い、転落の恐れがある場所にはロープまたは手摺などを設置する。
(b)埋戻しをする場合は 3.2 根切りおよび埋戻しにより後続作業に支障がないようにする。
(c)撤去工事完了後、必要により周辺関係者および当該建物の建物管理責任者に対し、撤去工事完了を通知し必要な挨拶などを行い、後続工事に支障がないように処理する。

**●30.9.1 工事の記録**

地盤面下に残置する建物の一部等は設計図によるものとし、工事にあたってはそれらの種別・位置・大きさ・深さなどを記録した報告書を作成し、監理者に提出する。
※撤去工事報告書には、掘削範囲図、残置物配置図、残置物写真、その他必要資料を添付すること。

### 31章 撤去材の処理方法

#### 1節 一般事項

**●31.1.1 撤去材の処理等**

撤去工事による撤去材の処理については、1.3.11 によるものとし、その適用は下記による。
(1)発注者に引渡しを要する撤去品は、下記によるものとし、破損又は汚損がないよう取外し、下記または監理者の指示する場所に運搬し保管する。

| 発注者に引渡しを要する撤去品 | 保管場所 |
|---|---|
| | |

(2)特別管理産業廃棄物の有無および処理方法は下記による。
○有 ○無

| 対象物名 | 処理方法等 |
|---|---|
| 廃石綿等 | 安定型最終処分等で当該廃棄物の処理場として許可を受けている処分場に埋め立て処分する。 |

(3)現場において再利用を図るものは下記による。

| 材料等名 | 再利用の方法等 |
|---|---|
| | |

(4)特に指定する再資源化を図るものは下記による。

| 材料等名 | 再利用の方法等 |
|---|---|
| | |

(1)上記以外の撤去材の処理は下記による。
上記以外の撤去に伴い発生した解体はつりくずなどは、発生後速やかに場外に搬出し、関連法令に基づき受注者が処分する。
特に指定する処分方法および処分場所は下記による。
処分方法 :
処分場所 :
(2)産業廃棄物は廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき処分する。
また、排出事業者として保管対象のマニフェストの写し及び所定の報告書を完成検査時に監理者へ提出する。
(3)地中部分の撤去完了後、盛土および整地を行う前に、監理者立会いの上、試掘等により、地中部分に撤去材等の残存がないことを確認する。
(4)建物撤去工事(延べ面積 80 ㎡以上)の撤去材については、必ず台貫計量を行い、計量伝票を監理者へ提出する。

**○31.1.2 整理品**

下記の整理品売却調書に示す整理品は、受注者が買い取る。整理品は、撤去後速やかに場外に搬出する。また運搬・保管・返納などに要する費用は、請負費または売却費に含む。

整理品売却調書

| 種別 | 単位 | 数量 |
|---|---|---|
| | | |

**○31.3.1 石綿含有建材の調査**

#### 3節 石綿含有建材の調査 〔改標仕-1.5.1〕

(ｱ)(a)調査範囲
工事範囲全てとし、石綿含有が疑われる建材全てとする。調査範囲が明確でない場合は、監理者と協議し範囲を決定する。工事範囲に煙突が含まれる場合及び天井裏蔽部等は、調査範囲から除外してはならない。
ただし、石綿が含有しているものとみなし行政確認を行った上で施工計画を立てる場合は、施工調査を行わなくてもよい。
(b)調査報告書の貸与
※貸与する ○貸与しない
(c)分析方法は下記による。
＊JIS A 1481-2(定性分析)および JIS A 1481-3(定量分析) ○
分析する箇所は躯体、下地、主剤、仕上げ等、各層毎に分析を行う。
分析する成分は、従来のクリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の3種類の他、新たに3種類の他、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの3種類についても対象とし、含有の有無の分析を行うこと。
なお、分析結果は速やかに報告書にとりまとめ監理者へ報告することとし、指示があるまで工事を行ってはならない。
(ｲ) 石綿含有建材の有無の調査は次(a)～(e)の順序で行う。
なお、特に煙突内部や天井裏隠蔽部等については入念に確認を行う。
(a) (ｵ)の石綿含有の恐れのある建材確認
(b) 設計図書確認
過去の工事内容等で必要な情報が図面から確認できない場合は、監理者と協議のうえ、図面を入手し確認する。
(c) 石綿含有建材の製造所ヒアリング
(d) 現地目視確認
調査結果は、工事対象の全建物・全室・全部位毎に製品名・製造所名・製造年・レベル分類・除去工法・設計時の調査との相違等を確認のうえ、とりまとめ監理者に報告する。
(e) 記録の提出
調査報告書を完成図書と合わせて監理者へ提出する。提出資料は次による。
①成分分析調査結果
②調査記録写真
③試料採取場所の確認できる図面

(ｳ)調査の結果、設計図書と異なる場合は監理者と協議する。石綿含有の有無が不明な建材の場合、分析による石綿含有調査は下記による。
※行う ○行わない
(ｴ)設計時の調査により確認した石綿含有の恐れのある建材は下記による。なお、特記された建材は設計時の調査により確認した内容であり、石綿含有の恐れのある建材の全数を示すものではないため、施工調査により確認する。

(a)石綿含有の吹付材(レベル1)

| 一般名称 | 対象箇所(階・室・部位) | 確認資料 |
|---|---|---|
| ○吹付け石綿 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有吹付けﾛｯｸｳｰﾙ(乾式・半乾式) | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有吹付けﾛｯｸｳｰﾙ(湿式) | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有吹付けﾊﾞｰﾐｷｭﾗｲﾄ(ひる石) | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有吹付けﾊﾟｰﾗｲﾄ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |

(b)石綿含有保温材等(レベル2)

| | 一般名称 | 対象箇所(階・室・部位) | 確認資料 |
|---|---|---|---|
| 石綿含有保温材 | ○石綿保温材 | ○縦樋の防露巻き部分<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○改修図<br>○ |
| | ○けいそう土保温材 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| | ○ﾊﾟｰﾗｲﾄ保温材 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| | ○けい酸ｶﾙｼｳﾑ保温材<br>○水練り保温材 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| 石綿含有耐火被覆板 | ○耐火被覆板 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| | ○けい酸ｶﾙｼｳﾑ板第２種 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| 石綿含有断熱材 | ○屋根折板用断熱材(吹付材) | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| | ○煙突断熱材 | ○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| | ○排気筒パッキン | ○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |

(c)石綿含有成形板(レベル3)

| 一般名称 | 対象箇所(階・室・部位) | 確認資料 |
|---|---|---|
| ○石綿含有ｽﾚｰﾄ波板 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有けい酸ｶﾙｼｳﾑ板第１種 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有押出成形板 | ○ 階 室 | ○新築図 |
| | ○ 階 室<br>○設計図による | ○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾊﾟﾙﾌﾟｾﾒﾝﾄ板 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ｽﾗｸﾞ石膏板 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有住宅屋根用化粧ｽﾚｰﾄ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾛｯｸｳｰﾙ吸音天井板 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ｾﾒﾝﾄ円筒 | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾘﾉﾘｳﾑ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有可動式間仕切り壁等(補強裏板材) | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ | ○ 階 室<br>○ 階 室<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |

(d)外壁塗装材に含まれる石綿(レベル1～3)

| 一般名称 | 工法 | 対象箇所 | 確認資料 |
|---|---|---|---|
| ○薄塗材 C(セメントリシン) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○薄塗材 E(樹脂リシン) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○外装薄塗材 S(溶剤リシン) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○可とう形外装薄塗材 E(弾性リシン) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○防水形外装薄塗材 E(単層弾性) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○内装薄塗材 Si(シリカリシン) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○内装薄塗材 E(じゅらく) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○内装薄塗材 W(京壁・じゅらく) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 C(セメント系吹付けタイル) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 CE(セメント系吹付けタイル) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 E(アクリル系吹付けタイル) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 Si(シリカ系吹付けﾀｲﾙ) | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 RE | ○ローラー工法 | ○外壁 | ○新築図 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （水系エポキシタイル） | ○吹付工法<br>○ | ○軒天<br>○設計図による | ○改修図<br>○ |
| ○複層塗材 RS<br>（溶剤系吹付けタイル） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○防水形複層塗材 E<br>（複層弾性） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○厚塗材 C<br>（セメントスタッコ） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○厚塗材 E<br>（樹脂スタッコ） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○軽量塗材<br>（吹付けパーライト） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○下地調整塗材 C<br>（セメント系フィラー） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○下地調整塗材 E<br>（樹脂系フィラー） | ○ローラー工法<br>○吹付工法<br>○ | ○外壁<br>○軒天<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |

行政毎に指導内容が異なるため、所管行政と協議を行いレベルを特定し、除去工法については監理者と協議の上決定する。

石綿含有調査は、仕上塗材、下地調整材等の材料毎に含有有無が分かるように調査を行う。

(e)その他の石綿含有材料

| 一般名称 | 部材 | 対象箇所 | 確認資料 |
|---|---|---|---|
| ○アスファルト防水材<br>（ルーフィング類・接着剤・コーチング類） | ○アスファルト防水材<br>○副資材 | ○防水層<br>○油タンク外殻<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○折半屋根裏面断熱材 | ○裏張り<br>○ | ○部位<br>○設計図による | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○塗装 | ○ | ○設計図による<br>○ | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○ﾓﾙﾀﾙ | ○ | ○設計図による<br>○ | ○新築図<br>○改修図<br>○ |
| ○下地調整塗材 | ○ | ○設計図による<br>○ | ○新築図<br>○改修図<br>○ |

○ 31.10 環境配慮改修工事

石綿含有建材の除去工事 〔改標仕－9.1〕

この節は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）9章環境配慮改修工事」と併せて適用する。

○ 31.10.1 一般事項

(4)仕上げ工事

石綿含有建材除去後の仕上げ工事については設計図による。

【追記】

(5)(ｱ)石綿粉じん濃度測定は、〔改標仕－9.1.1(5)〕によるほか、下記による。

(a)石綿含有吹付材（レベル 1）及び石綿含有保温材等（レベル2）の建材

＊行う　○行わない

(b)石綿含有成形板（レベル3）の建材

○行う　＊行わない

(ｲ)測定箇所および石綿粉じん濃度測定法は、自治体ごとに測定位置・測定数の条件が異なるため、実施方法は事前に管轄の自治体に確認する。具体的な測定位置等は監理者と協議のうえ決定する。

(6)吹付け石綿の封じ込めは下記による。

○行う　○行わない

(7)石綿含有の可能性がある建材について撤去まで見込むものは下記による。

石綿含有の吹付材（レベル1）　○見込む　＊見込まない

石綿含有保温材等（レベル2）　○見込む　＊見込まない

石綿含有成形板（レベル3）　＊見込む　○見込まない

○ 31.10.2 撤去工事共通事項

(1)石綿含有吹付材（レベル1）及び石綿含有保温材等（レベル2）の除去に関する専門工事業者は、建設技術審査証明協議会による「建設技術審査証明事業」を取得している者とする。

(3)除去作業者

作業者は、除去処理作業期間中において 6 ヶ月以内に石綿障害予防規則による特殊健康診断を受診し、その結果が無所見のものとする。

(5)施工区画

石綿含有建材の撤去を行う室内は、次の方法により養生を行う。窓等の開口部は閉め切って、外部との空気の流通を遮断する。また換気口、その他の開口部は、プラスチックシート等で養生し、アスベスト粉じんが外部に飛散しないようにする。

(10)工事管理者

(a)除去処理工事に関する総合的な技術管理を行う工事管理者を選任する。

(b)工事管理者は、平成 18 年 3 月 31 日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者、または石綿作業主任者技能講習を修了した者とする。

(c)工事着手前に受講証明等関係書類を監理者に提出し確認を受ける。

(11)石綿の飛散状況の監視

アスベスト粉じんの飛散状況の監視は、目視により行う。

(12)報告

運搬処分については、計画書に基づき確実に行われているか「建設廃棄物マニフェスト」等を使用し確認するとともに、「建設廃棄物処理実績書」を提出し、監理者の確認を受ける。

○ 31.10.3 石綿含有吹付材の除去

(2)除去工法

(ｱ)石綿の除去工法は下記による。

※湿式工法

○乾式工法

湿式工法は建設技術審査証明事業を取得している工事業者の審査証明を受けたマニュアルに沿って除去し、乾式工法は工事に相応した技術を有することの証明書を提出し、監理者の確認を受ける。

吹付け石綿除去は、除去した石綿を落下させることなく直ちに吸引、捕集できる装置を用いて行う。装置は下記による。

吸引した空気は、HEPAフィルターでろ過した後、放出する。

その他、石綿の除去は施工業者の仕様による。

(ｲ)(a)固形化の適用は下記による。

○行う　※行わない

(3)(ｴ)除去した石綿含有吹付け材の処分は下記による。

※埋立処分　○中間処理

(4)(ｳ) 後片付け終了後の清掃

撤去作業を完了した作業区域の床面は、粉塵が残らないようにHEPAフィルタつきの掃除機等で清掃のうえ、濡れ雑巾等で拭き清掃する。

○ 31.10.4 石綿含有保温材等の除去

(1)作業場所の周辺の養生を行う場合は、下記による。

※原形のまま、手ばらしにて除去　○切断又は破砕して除去

作業場所の周辺の養生を指定する場合は、下記による。

指定のない場合は行政等確認の上適切に作業を行う。

※仮設指示図による　○＿＿＿＿＿＿

(3)除去した石綿含有保温材等処の分は下記による。

※埋立処分　○中間処理

○ 31.10.5 石綿含有成形板の除去

(1)作業場所の周辺のの養生を指定する場合は、下記による。

指定のない場合は行政等確認の上適切に作業を行う。

※仮設指示図による　○＿＿＿＿＿＿

(3)(ｴ)(b)除去した石綿含有成形板の処分は下記による。

※埋立処分　○中間処理

## 工事概要表

| 対象建物 | 対象階 | 工事内容 |
|---|---|---|
| 高層棟 | B1～10 階 | 昇降機（4号機）設備更改 |
| | | 上記に伴う建物及び設備関連工事 |
| | | |

## 図面リスト

| 図面番号 | 図面名 | 図面番号 | 図面名 |
|---|---|---|---|
| C-01 | 特記仕様書1 | D-05 | エレベータ据付図(機械室平面図･2F～10F昇降路平面図) |
| C-02 | 特記仕様書2 | D-06 | エレベータ据付図(昇降路縦断面図) |
| C-03 | 特記仕様書3 | D-07 | エレベータ据付図(出入口正面図) |
| C-04 | 特記仕様書4 | D-08 | 乗場集合意匠図 |
| C-05 | 特記仕様書5 | D-09 | かご室意匠図 |
| C-06 | 特記仕様書6 | D-10 | かご集合意匠図((主･副)かご操作盤) |
| C-07 | 特記仕様書7 | D-11 | かご集合意匠図((主･副)専用操作カメラ､防犯カメラ他) |
| D-01 | 工事概要表・図面リスト・一般事項・略図 | D-12 | エレベータ撤去図(昇降路･機械室･出入口) |
| | ・記号・案内図等 | D-13 | エレベータ撤去図(昇降路縦断面撤去図) |
| D-02 | 平面図（地下1階・1階～7階） | | レール支持柱受補強図 |
| D-03 | 平面図（8階～10階・塔屋1階～2階） | D-14 | エレベータ防犯カメラ配線ルート図 |
| D-04 | エレベータ据付図(使用欄･B1F/1F昇降路平面図) | | |

## 一般事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| 内装仕上材料 | 特記なき限り内装材料は、ﾎﾙﾑｱﾙﾀﾞﾋﾞﾄﾞ | 柱､梁の仕上げ | 特記なき、柱及び梁の仕上は当該各室の |
| | 放散等級がＦ☆☆☆☆を使用する。 | | 壁仕上及び天井仕上による。 |
| 補修の方法 | 特記なき部分の模様替･改修に伴う補修及び、 | 撤去の範囲 | 模様替･改修に伴う撤去の範囲は |
| | 破損箇所の補修は既存仕上に倣い補修する。 | 幅木 | 最小限に止めるものとする。 |
| 塗装 | 特記なき限り見掛り部分の鉄部(通信関係･ | 軽量鉄骨間仕切 | 特記なき限り〈2-11-1〉K h=100とする。 |
| | 外部建具を含む)は外部DP、内部1U塗りと | 間仕切り取合い部 | 特記なき限り〈2-24-○〉Kによる。 |
| | する。 | 天井仕上 | 特記なき限り〈3-01-1･4〉Kによる。 |
| | (ただし工事範囲外および通信関係は除く) | 天井目地 | 特記なき限り〈3-11-2･4･5･8〉Kによる。 |
| | また、SUS･ｱﾙﾐﾒｯｷ溶融亜鉛めっき面について | 金属製天井下地 | 特記なき限り〈F-311.01-3･4〉による。 |
| | は素地のままとし、清掃を行うこと。 | | |
| 仕上の記入 | 仕上表には、各室の代表的な仕上が記入 | 室名ﾀｲﾙ | 特記なき限り〈0-051.01-1〉による。 |
| | されている。仕上が2種類以上ある場合の | 室名文字書き | 特記なき限り〈0-051.01〉の |
| | 各仕上と適用範囲は一般図参照のこと。 | | 室名文字部分のみを使用する。 |
| | | あと施工ｱﾝｶｰ | 特記なき限りあと施工ｱﾝｶｰは拡張ABとする。 |

本図における表示方法以外は「建築工事詳細図集」の凡例による。

## 整備・改修 前後に用いる表示方法

注:整備前（改修前）図は現況図および撤去図を兼ねる。

| 整備後（改修後） | 整備前（改修前） |
|---|---|
| 1．仕上･下地･躯体から新設する場合 RC t=150 [EP-M-RC] | 1．仕上･下地･躯体から撤去する場合 RC t=150 [EP-M-RC] |
| 2．仕上・下地共新設する場合 [EP-M] | 2．仕上・下地共撤去する場合 [EP-M] |
| 3．仕上のみ新設する場合（塗装替も含む） [EP-(M)] | 3．仕上のみ撤去する場合 [EP-(M)] |
| 4．既存のままの場合 [(EP-M)] | 4．既存のままの場合 [(EP-M)] |

## 表示方法－1

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (( )) | 別途工事 | 《 》 | 本設計図における呼出し図面 | M | 床化粧改め口 |
| ( ) | 既存部分、名称および概略寸法 | ◆◆ | 仕上・下地区分等を示す | △ | 移動電源車接続口 |
| 〈 〉 | NTT-F 建築詳細図集 2001 | | 軽量鉄骨造間仕切り | ⊕ | 騒音発生箇所 |
| 〈 〉90 | NTT 建築詳細図集 90 | | 乾式耐火間仕切り(旧2時間) | ▼ | 室名札(持出) |
| 〈 〉参 | 参考図 | | ﾄﾞｱﾉｰｻﾞｰ:新設 | ▽ | 室名札(平付) |
| 〈 〉K | 国交省営繕部監修 建築工事標準詳細図 | | ﾄﾞｱﾉｰｻﾞｰ:既存 | ⓥ | 室名札(絵文字を使用する場合) |
| ⟷ | 災害時入退館ﾙｰﾄ | | ﾋﾞｽﾞﾏﾄﾞﾘｯﾋﾟﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞﾋﾟﾝｼﾞ | ⊸ | 弾性ｼｰﾘﾝｸﾞ |

## 表示方法－2

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| J I S | 日本工業規格 | | 寸法線（計り出し） | Ⓐ | 空調整備用 |
| J A S | 日本農林規格 | | 寸法線（わりこみ） | Ⓔ | 電気整備用 |
| W=○○ | 幅 | | 寸法線（呼 び） | Ⓟ | 衛生整備用 |
| L=○○ | 長さ | | 半径寸法線 | Ⓣ | 通信ケーブル用開口 |
| H=○○ | 高さ | | 主基準線 | Ⓓ | 通信電力用開口 |
| ○○t | 厚さ | | 補助基準線 | D S | ダクトスペース |
| φ | 直径 | $Z_0$ | 主基準レベル | P S | パイプスペース |
| r | 半径 | B M | ベンチマーク | E P S | 電気配線スペース |
| @ | 間隔 | T B M | 臨時ベンチマーク | C S | 通信用ケーブルシャフト |
| | | G L ・ F L | 基準地盤面・基準床面 | E L S | エレベーターシャフト |
| | 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ | | ブロック壁 | | 軽量鉄骨間仕切壁（遮音） |
| | 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ及び構造躯体以外の軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ | | ALC壁 | | 可動間仕切壁（両面） |
| | 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ | | 軽量鉄骨間仕切壁（一般） | | 可動間仕切壁（片面） |

## 表示方法－3

1. 仕上・下地材の表示

[DR-GB-LGS]
- 下地材の構成材又は躯体の略号
- 下地材（捨張材）略号
- 仕上材略号

2. 展開表示（展開図順序表示）

A B C D
時計回りにA･B･C･D の順序に作図する。

3. 壁開口の表示

Zn+h1 / Wxh2 / D
- M：機械設備用開口
- E：電気設備用開口
- T：通信ｹｰﾌﾞﾙ用開口
- D：通信電力用開口

h1:Znから開口部下端迄の寸法
W：開口の巾
h2:開口部の高さ
D：開口補強詳細番号

4. 建具の表示

新設建具 AW：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製窓 AD：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製扉 AG：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製ｶﾞﾗﾘ ASS:ｱﾙﾐﾆｳﾑ製ｼｬｯﾀｰ SW：鋼製窓 SFW:鋼製防火窓 SD：鋼製扉 SG：鋼製ｶﾞﾗﾘ SF：鋼製枠 SS：鋼製ｼｬｯﾀｰ SSW:ｽﾃﾝﾚｽ鋼製窓 SSD:ｽﾃﾝﾚｽ鋼製扉 SSF:ｽﾃﾝﾚｽ鋼製枠 SSS:ｽﾃﾝﾚｽ鋼製ｼｬｯﾀｰ L.SD:鋼製軽量扉 SFD:防火扉 WD：木製扉

撤去建具

改修建具

5. 建具付属装置の表示

X
Xに下記の文字を入れる
ﾎﾞ:電気式可変押ﾎﾞﾀﾝ錠
S:ｽｲｯﾁｽﾗｲｸ
自:自動錠付
G:ｶﾞﾗｽﾘﾄ
非:非常錠
E:電気錠
CR:ｶｰﾄﾞﾘｰﾀｰ付電気錠
T:ﾃﾝｷｰ錠付電気錠
AT:ｱﾃﾝﾀﾞｲﾄ
SAT:ｾﾐｵｰﾄﾀｲﾄ

6. 模様替建具等の表示

X 模様替内容
nに下記の文字を入れる
移:移設建具
改:改造建具
清:清掃建具
再:再利用建具
塗:両面塗装替建具
片塗:片面塗装替建具
（片面とは工事対象室側とする）

7. 模様替可動間仕切り等の表示

MP-n 模様替内容
nに下記の文字を入れる
移:移設可動間仕切り
改:改造可動間仕切り
清:清掃可動間仕切り
再:再利用可動間仕切り
塗:両面塗装替可動間仕切り
片塗:片面塗装替可動間仕切り
（片面とは工事対象室側とする）

8. 床ﾚﾍﾞﾙ表示（基準階からの高低差を示す）

±h 上段:設計ﾚﾍﾞﾙ･現況ﾚﾍﾞﾙ
±h 下段:既存ﾚﾍﾞﾙ

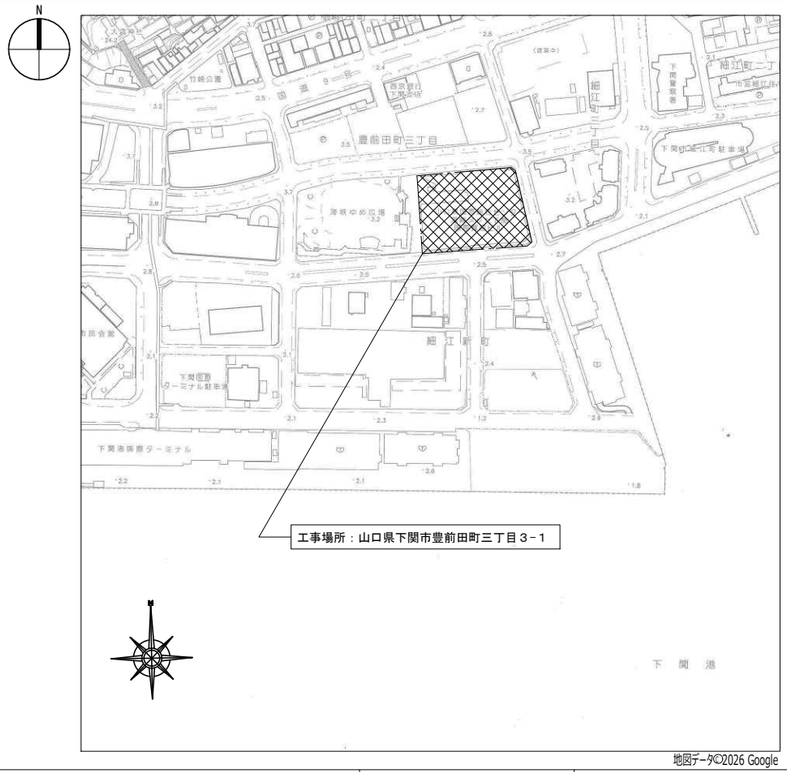
## 材料の略号・名称

| 略号 | 材料名称 | 略号 | 材料名称 | 略号 | 材料名称 |
|---|---|---|---|---|---|
| 打放しC | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ（○内にA～C種指定） | A防水 | ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 | V C | ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ |
| R C | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ | P防水① | 塗膜防水(ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系) | 塩ビS | 塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ﾌｨﾙﾑ |
| L C | 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ | P防水② | ｶﾞﾗｽｰｾﾒﾝﾄ系塗膜防水 | F S | 無石綿ﾌｨﾈｰﾄｼﾞｮ板 |
| 無 C | 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ | P防水③ | ｱｸﾘﾙ樹脂系塗膜防水 | G W | ｸﾞﾗｽｳｰﾙ |
| 高圧B | 高圧ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ | P防水④ | ｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水 | G C | ｸﾞﾗｽｸﾛｽ |
| 断熱B | 断熱ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ | S防水 | ｼｰﾄ防水 | P F | 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材・板 |
| 保護B | 保護ﾌﾞﾛｯｸ | 複合防水① | 特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。 | F A | ﾌﾘｰｱｸｾｽ床 |
| E C P | ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ押出成形板 | 複合防水② | 特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。 | K F A | 簡易二重床 |
| RCｶﾞ | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｶﾞﾗｽ | 複合防水③ | 特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。 | T F A | 通信機械室用二重床（鋼板ﾊﾆｶ製） |
| C B | 空洞ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ | 改A防水 | 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水 | 1 U | 水性ｳﾚﾀﾝ樹脂 |
| P C | ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ | 改A防水DM① | 特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。 | N A D | ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料 |
| A L C | ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ養生された軽量気泡ｺﾝｸﾘｰﾄ | 改A防水DM② | 特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。 | D P ○ | 耐候性塗料塗り（○内に1～3種指定） |
| S | 鋼製および鋼製下地 | 改A防水DM③ | 特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。 | S O P | 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ |
| W | 木製および木製下地 | P N | ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ工法 | C L | ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り |
| L G S | 軽量鉄骨下地（壁・天井） | V T | ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ | E P | 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ |
| S U S | ｽﾃﾝﾚｽ鋼（材質はSUS304とする。） | 耐酸VT | 耐酸ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ | E P G | つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ |
| H L | ﾍﾟｱﾗｲﾝ仕上げ | 帯電VT | 帯電防止ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ | U C | ｳﾚﾝ樹脂ｳﾆｽ塗り |
| P L | 鋼板 | L M | ﾘﾉﾘｳﾑ | O S | ｵｲﾙｽﾃｲﾝ ｸﾘｱｳｯﾄﾞ塗り |
| CPL | 繊維板 | V S | ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ | 特 P | 特殊塗料 |
| B-PL | ﾍﾞｰｽﾌﾞﾚｰﾄ | T C P | ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ | ﾘﾝｽS | 外装用薄付け仕上げ塗材 |
| f b | 平鋼(ﾌﾗｯﾄﾊﾞｰ) | 塗 床 | 塗床材 | ｳｨﾙS | 一般形複層仕上げ塗材 |
| S G P ( ) | 配管用炭素鋼鋼管（（ ）内に白又は黒ｶﾞｽ管指定） | 防塵P | 防塵塗装 | 防水S | 防水形複層仕上げ塗材（原則RE種指定） |
| V P | 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 | ○○角 T | ○○角ﾀｲﾙ | R P | 合成樹脂厚膜形ｴﾏﾙｼｮﾝ塗料塗り |
| M | ﾓﾙﾀﾙ | M T | ﾓﾙﾀﾙｲﾝﾀｲﾙ | 2TXE | 2液形ﾉﾝｶﾞｽﾀｲﾝ樹脂ｺﾞﾑﾙ |
| 樹脂M | 樹脂ﾓﾙﾀﾙ | 人造石 | 人造大理石仕上げ | V B | ﾍﾞﾙﾒｯｸﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ |
| 防 M | 防水ﾓﾙﾀﾙ | 人工石 | 人工大理石仕上げ | T B | 縦型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ |
| 無 M | 無収縮ﾓﾙﾀﾙ | 軟 V | 軟質ﾋﾞﾆﾙ幅木 | R B | ﾛｰﾙﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ |
| 拡張AB | あと施工ｱﾝｶｰ金属拡張形 | G B R | せっこうﾎﾞｰﾄﾞ | VBB･TBB･RBB | 各種ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ |
| 薬液AB | あと施工ｱﾝｶｰ薬液固定形 | G B D | 化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ | C | ｶｰﾃﾝ |
| A B | ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ | G B S | ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ | C R | ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ |
| EXPJ | ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ | G B F | 強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ | M P | 可動間仕切り |
| R D | ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ | D R | ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板 | L P | ﾛｰﾊﾟｰﾁｨﾝｸﾞ |
| | | F K | けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 | F H | ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ |

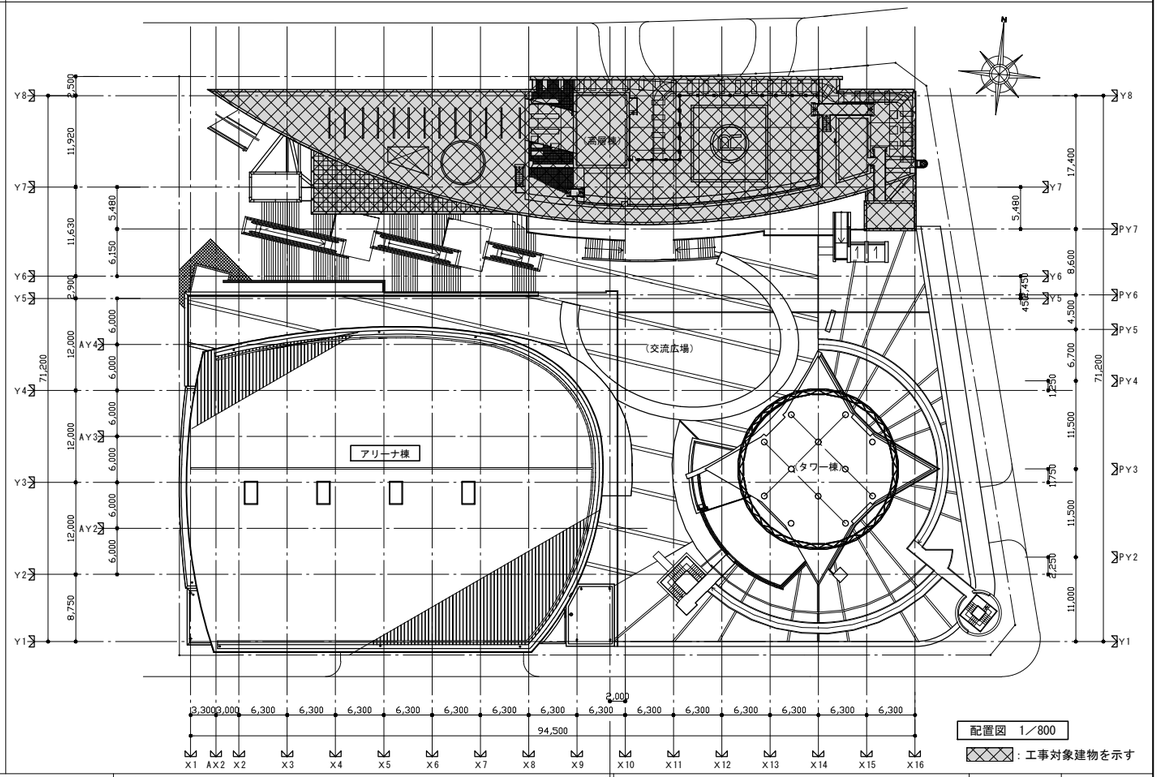
## 特記事項

1. カッター作業を行う際は、以下3項目を遵守すること。
   ①カッター作業前に埋設配管および舗装厚さを試掘により現地確認すること。
   ②カッター深さは舗装厚み内とすること。
   ③配管直上はカッター作業を禁止とすること。

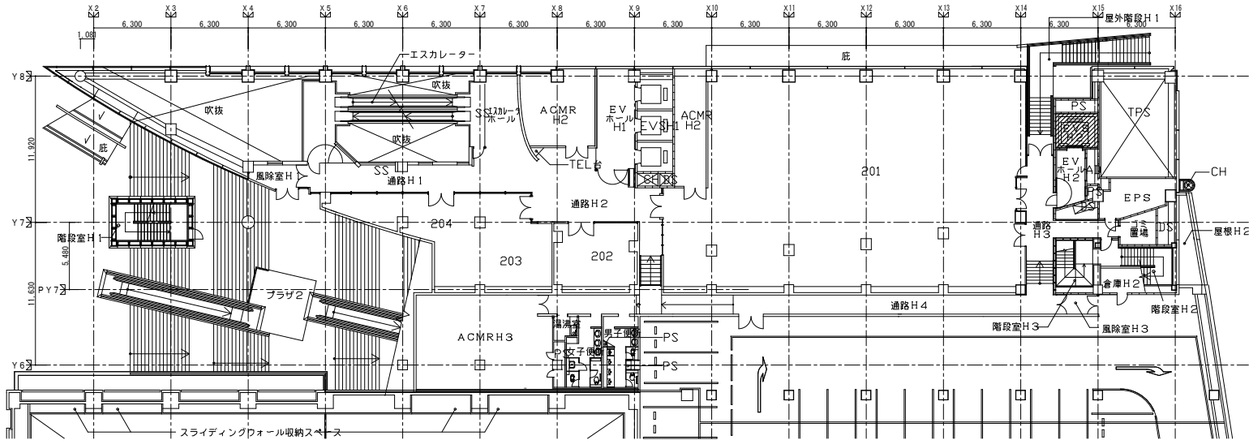
## 案内図



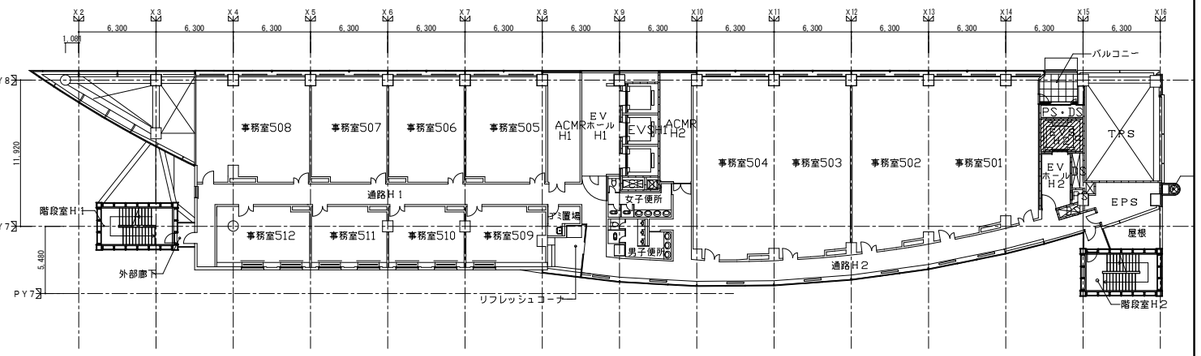

## 配置図



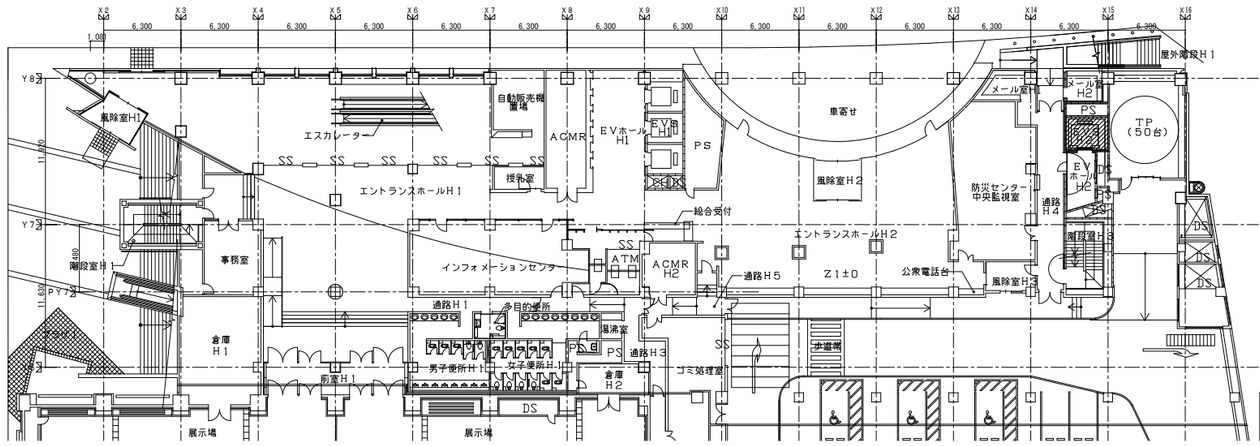

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作 | 担当 | 特記 | 工事名 山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 |
| | | 一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太 | | 管理番号 HM121BQ1HM1 | 図面名 工事概要表・図面リスト・一般事項・略図・記号・案内図等 |
| | | 一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | | | 図面番号 D － 01 |
| | | | | | 区分 建築 |
| | | | | | 縮尺 A1: 1／** A3: 1／800 |
| | | | | | 年月日 2026年 10月 |



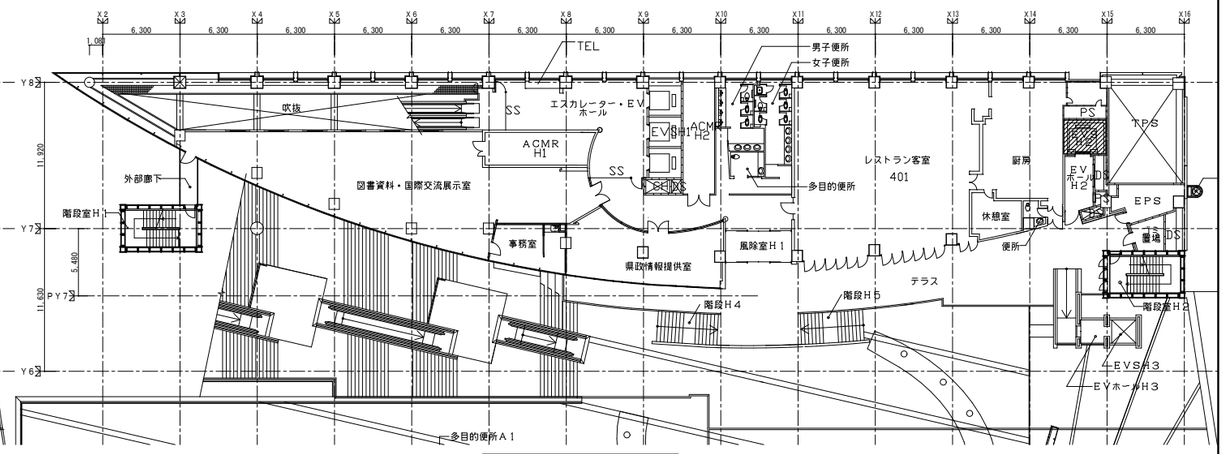

## ２階 平面図



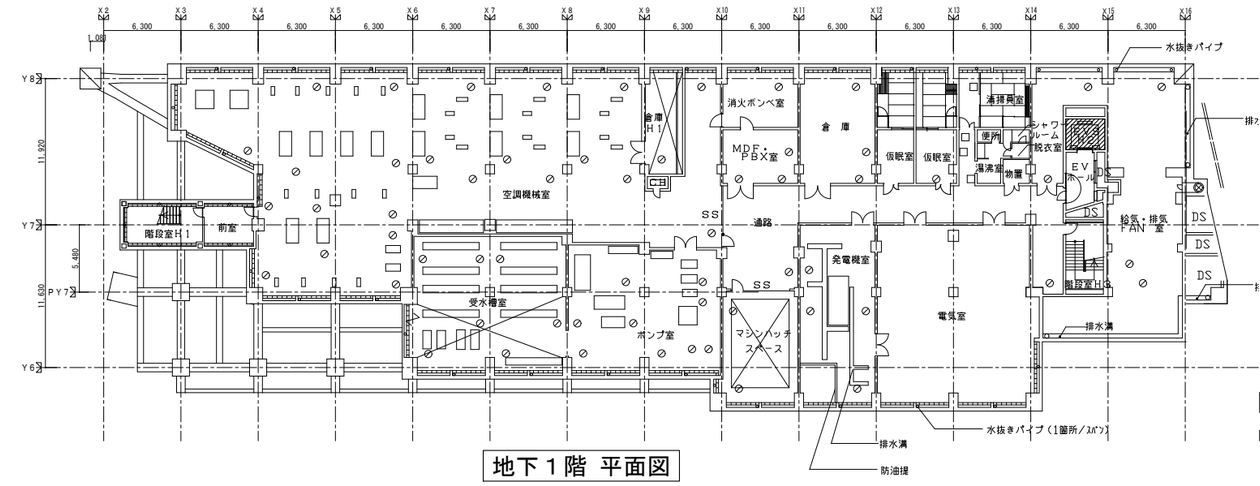

## ５階～７階 平面図



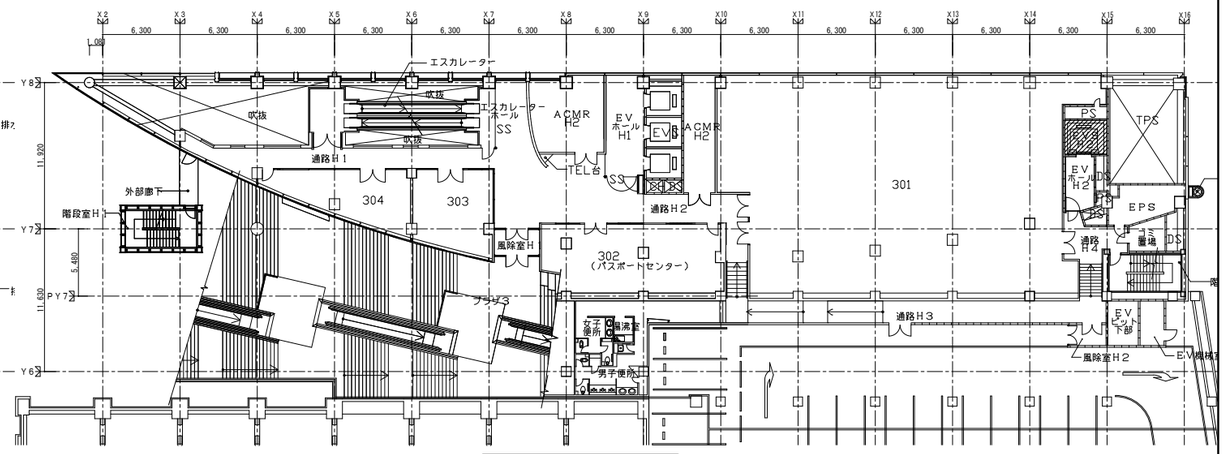

## １階 平面図




## ４階 平面図



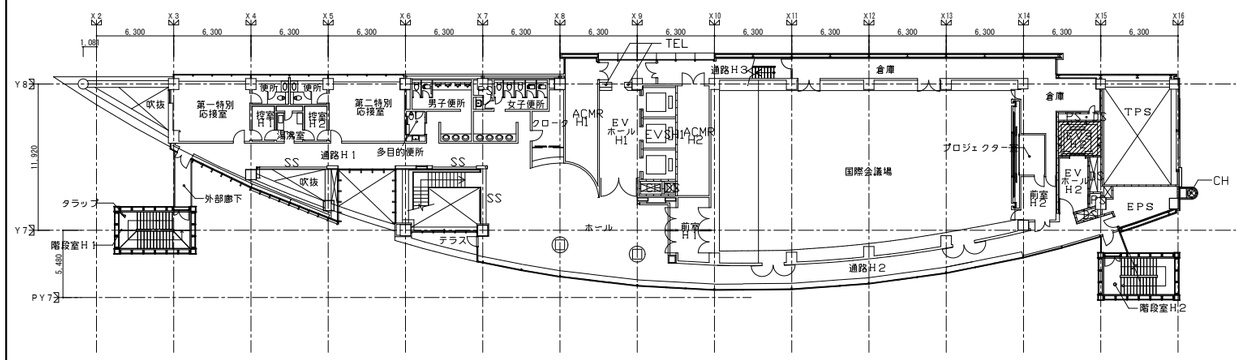

## 地下１階 平面図



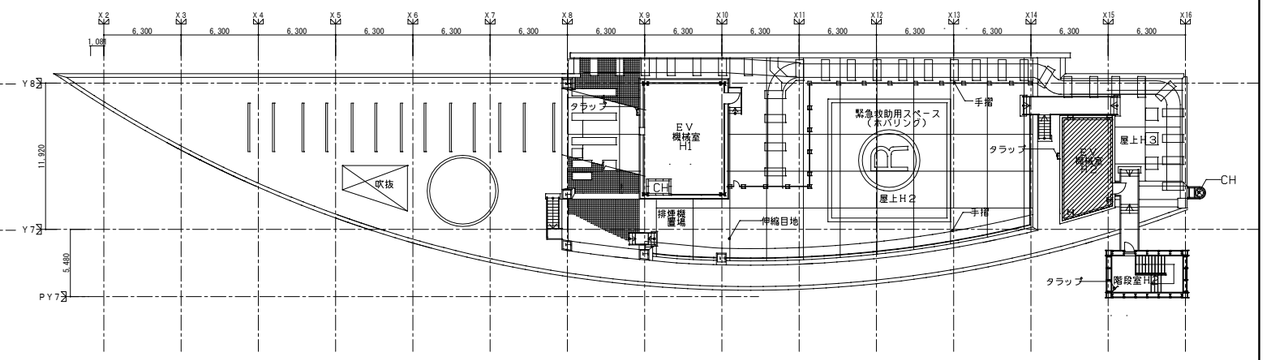

## ３階 平面図

：工事対象

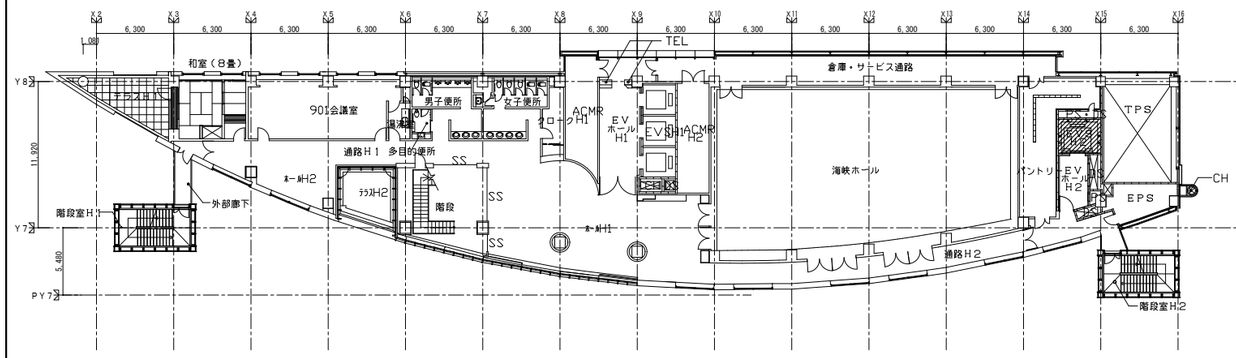
| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録　第　271087 号　山光　賢作<br>一級建築士登録　第　350053 号　井上　亮太<br>一級建築士登録　第　351998 号　中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>平面図（地下1階・１階～７階）<br>縮尺 A3: 1/500 | 図面番号 D - 02<br>年月日 2026年　10月 | 区分 建築 |



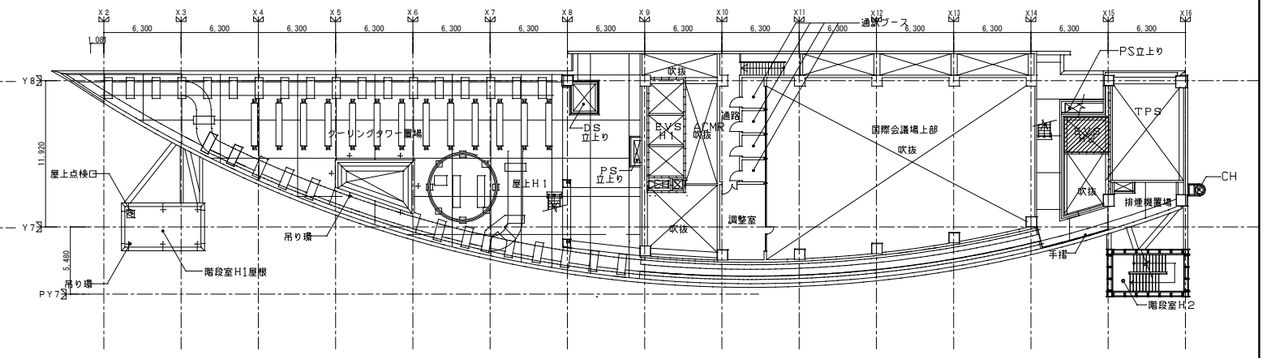

１０階　平面図



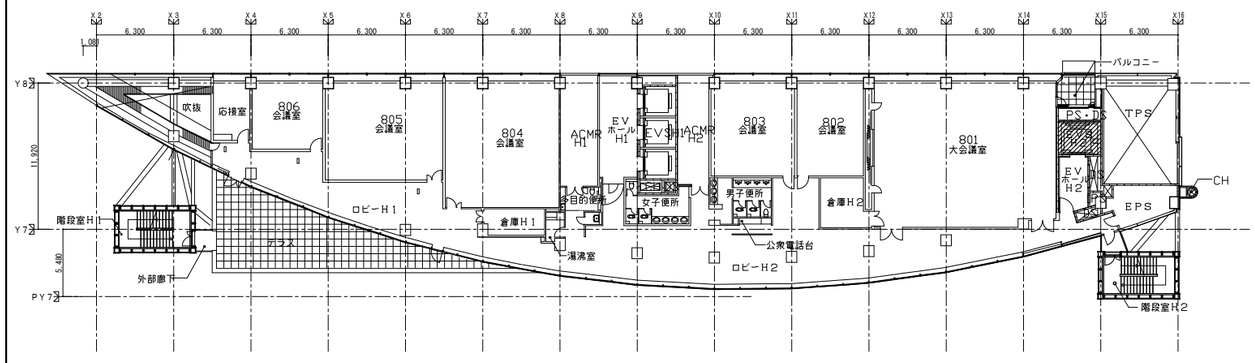

塔屋２階　平面図




９階　平面図




塔屋１階　平面図

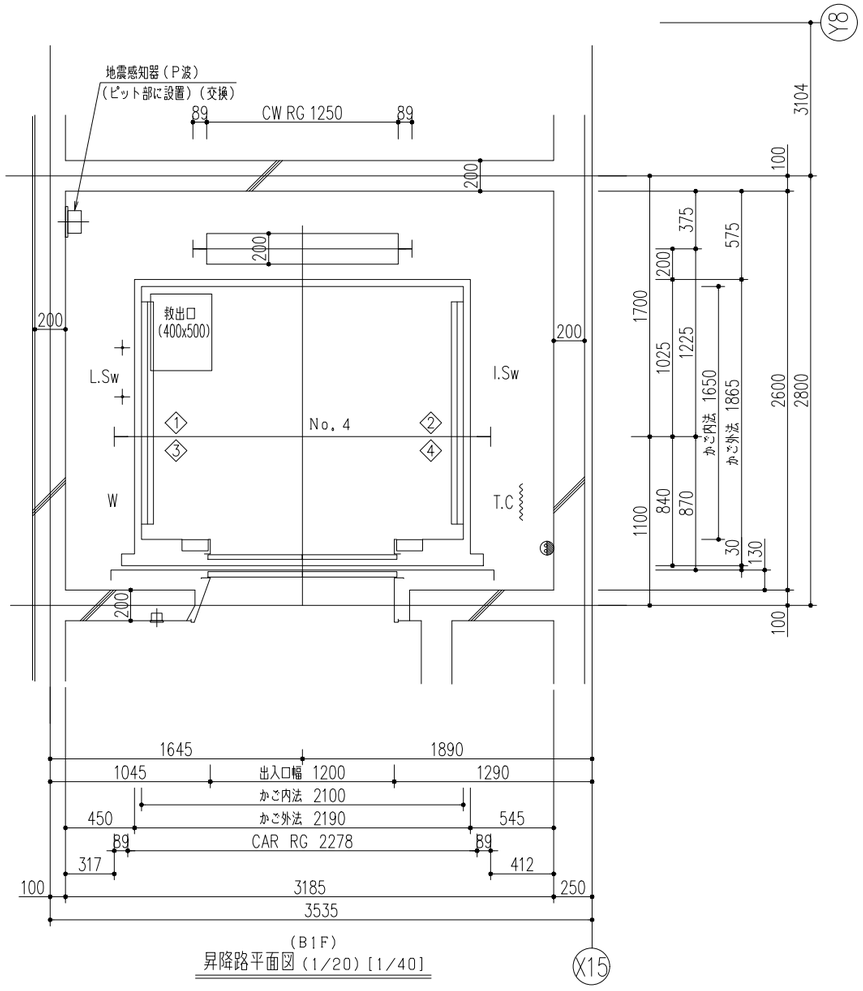



８階　平面図

【特記事項】
・ＥＶ更改において、建物に傷をつけないように適切な養生を見込むこと
・塔屋２Ｆ機械室からの搬入時のステージ等は、適宜見込むこと
・ビル利用者への安全に配慮すること

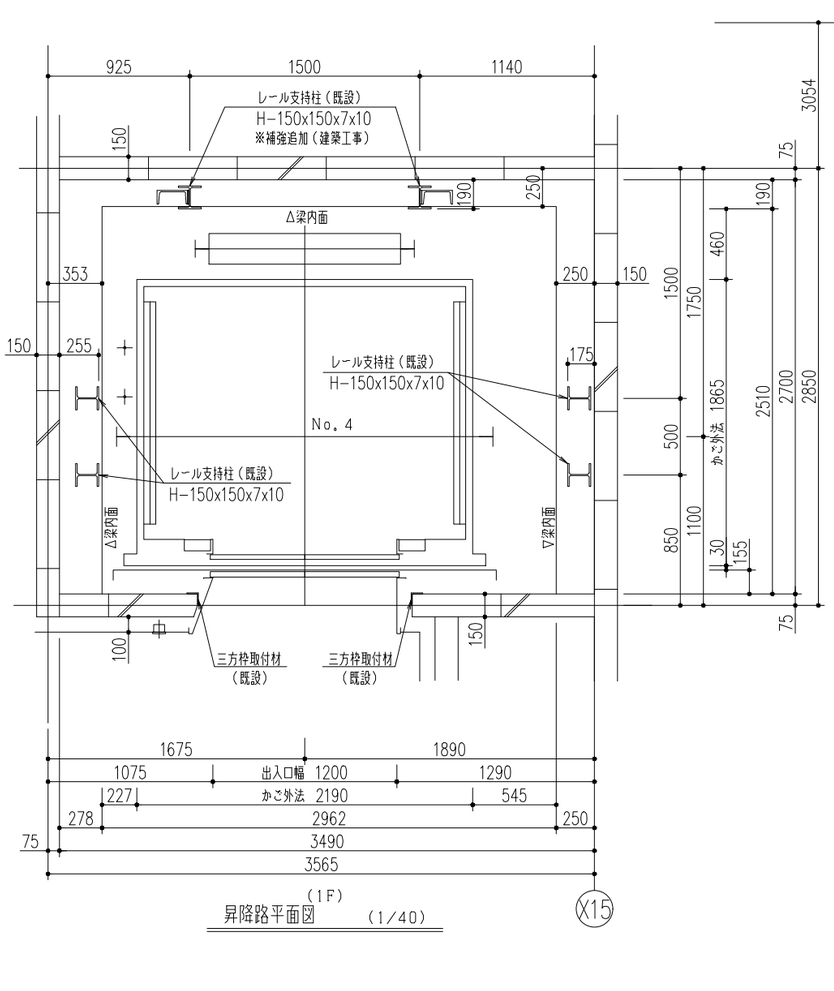
：工事対象

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録　第　271087 号　山光　賢作<br>一級建築士登録　第　350053 号　井上　亮太<br>一級建築士登録　第　351998 号　中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>平面図（８階～１０階・塔屋１階～２階）<br>縮尺 A3: 1/500 | 図面番号 D - 03<br>区分 建築<br>年月日 2026年　10月 |




（B1F）

昇降路平面図（1/20）[1/40]




（1F）

昇降路平面図　（1/40）

| | | |
|---|---|---|
| ◒ | ピット点検用コンセント | （既設） |
| ⦚ | T．C保護金網 | （交換） |

## エレベーター仕様

| | | | |
|---|---|---|---|
| 概略仕様 | 号機名（台数） | | No．4 （1台） |
| | 用途（形式） | | 人荷用（PF(E)1600(24)-CO90） 非常用 車いす仕様 |
| | 積載量（定員） | | 1600kg （24人） |
| | 速度 | | 90m/min |
| | 制御方式 | | 交流インバータ制御方式（回生無） |
| | 操作方式 | | 乗合全自動方式 |
| | 停止ヶ所・出入口方向 | | （B1，1~10F） 11ヶ所 1方向 |
| | かご内法（WxDxH） | | 2100mmX1650mmX2300mm |
| | 出入口寸法（WxH） | | 1200mmX2100mm |
| | ドア方式 | | 2枚戸中央開き（電動式） |
| | 電動機出力 | | AC-22kW（ギヤード） |
| | 電源 | 動力 | 三相3線 210V 60Hz |
| | | 照明 | 単相 100V 60Hz |
| | 管制運転 | 地震時 | 有（P波＋S波感知器（3段検知）リスタート機能付）（自動-手動切替形） |
| | | 火災時 | 無 |
| | | 自家発時 | 無 |
| | | 浸水時/冠水時 | 無 |
| | 停電時自動着床装置 | | 有 |
| | 耐震クラス | | A14 |
| | かご内連絡装置 | | 同時通話式インターホン |

**特記事項**

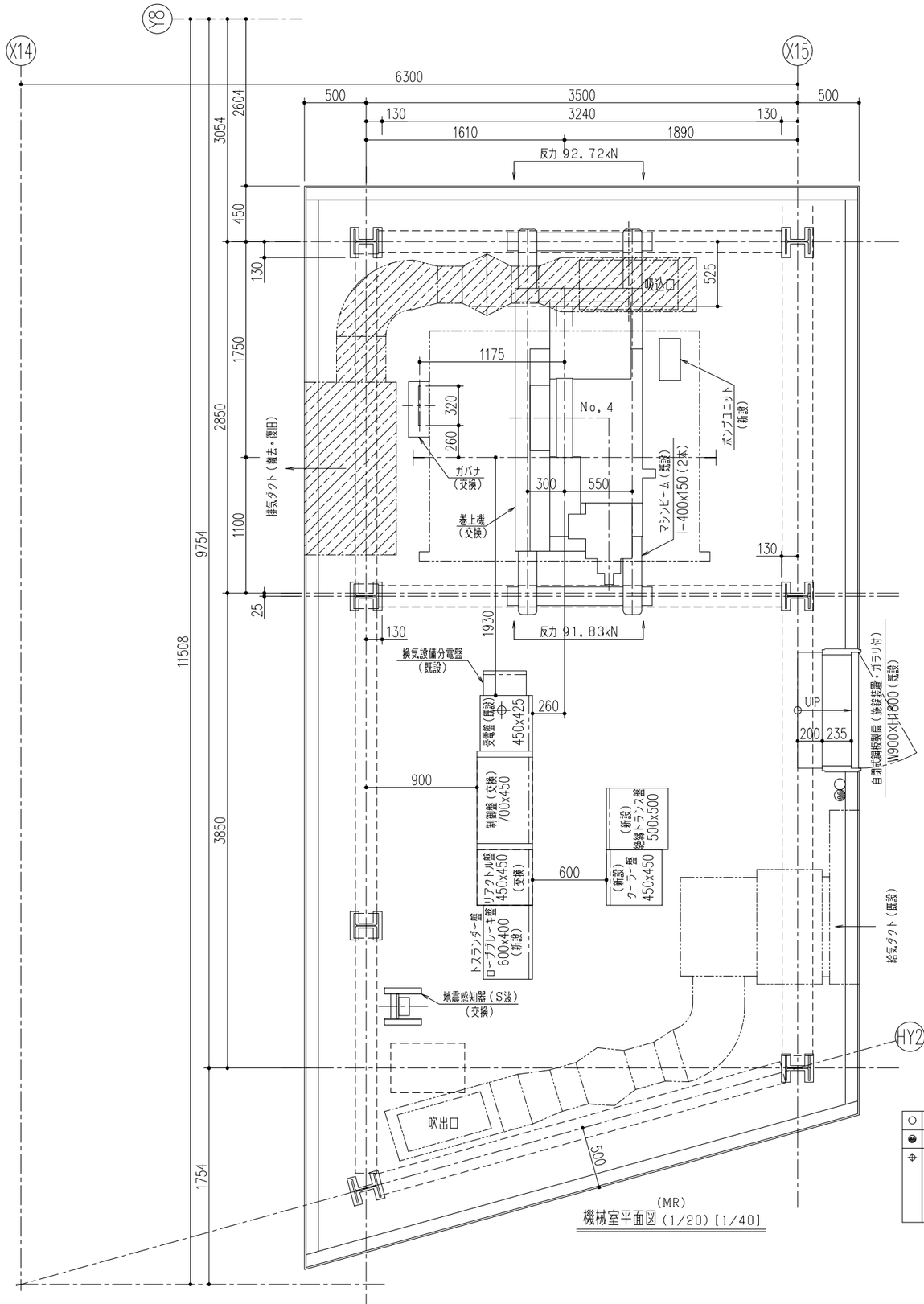
モダニC- 元/セ:EG01501
・制御リニューアル 新安全基準対応（戸開走行保護装置付）

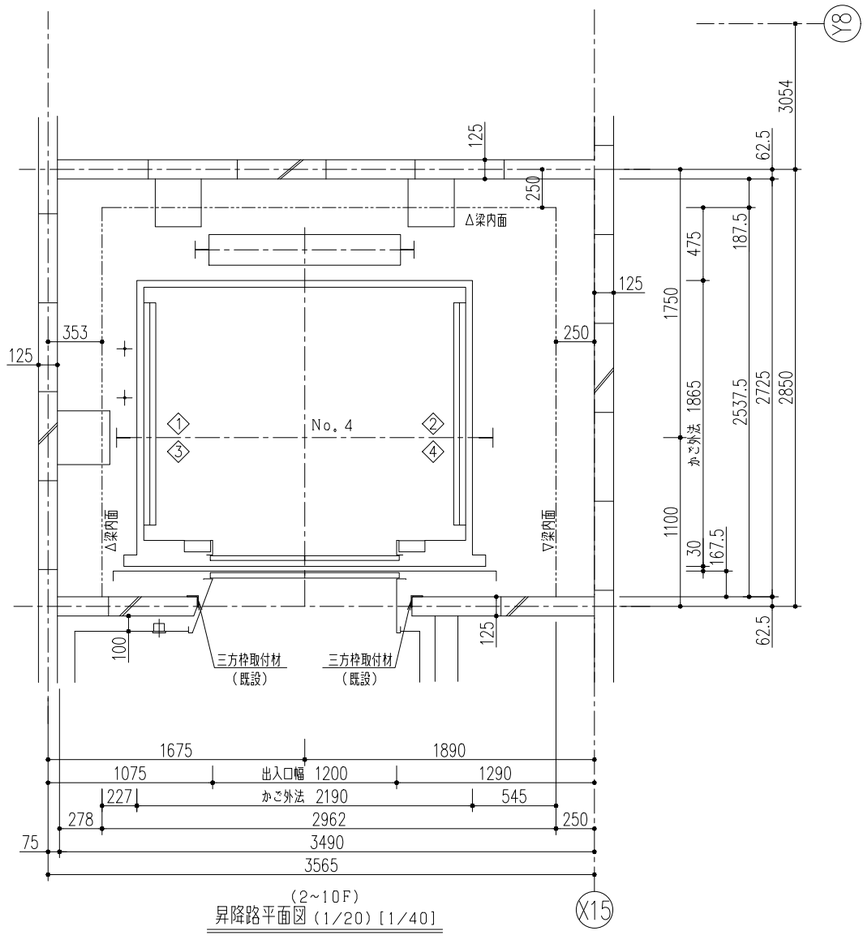
【かご仕様】
・天井 ：スタンダード天井照明（STD-1L）（交換）
・換気装置 ：蒸散式クーラー（2．5kW）
・リターンパネル：ステンレス製ヘアライン仕上（交換）
・出入口柱 ：ステンレス製ヘアライン仕上（交換）
・ドア ：鋼板製化粧シート貼（交換）
・幕板 ：鋼板製化粧シート貼（交換）
・側板 ：鋼板製化粧シート貼（交換）
・幅木 ：ステンレス製ヘアライン仕上（交換）
・床 ：ゴムタイル（t3）（タイルのみ交換）
・敷居 ：硬質アルミ製（既設品使用）
・かご操作盤 ：ステンレス製ヘアライン仕上（交換）
・戸開延長ボタン
・非常呼びボタンガード（ステンレス製）
・副操作盤付
・機械式ドアセフティ（両側）
・2D多元光軸（マルチビーム）ドアセフティ
・BGMスピーカー付
・防犯カメラ（屋内ドームカメラ 2MP）
・車いす仕様
専用乗場ボタン
かご内（主・副）専用操作盤
かご内鏡（フルハイトミラー）
かご手摺（ステンレス製ユニバーサル手摺、2方向）
かご荷摺（分割形、スタッド止め、t2、H300）
・視覚障がい者対策
音声案内装置
点字銘板（車いす用品を含む）
乗場点字注意銘板
・国土交通省仕様
・かご上ブザー
・高調波対策
・到着チャイム（乗場電子チャイム）
・非常呼戻し運転（呼戻し階：1階）
・サービス階切離し運転（接点文給式：タイマー付）
・監視盤付（既設品使用）
・フェッシァプレート（既設品使用）
・号機表示
・行先階取消機能（かご側）
・巻上機2重防振

【乗場仕様】
・三方枠 ：既設品使用（現地：塗装仕上）
・乗場ドア ：既設品使用（現地：塗装仕上）
・乗場敷居 ：既設品使用
・乗場インジケータボタン：（交換）
・非常呼戻しボタン ：（交換）
・非常用銘板（非常灯付）：（既設品使用）

R049808- 3 （0）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所 中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>エレベータ据付図（仕様欄・B1F/1F昇降路平面図） | 図面番号 D - 04<br>区分 建築<br>縮尺 A3: 1/40<br>年月日 2026年 10月 |



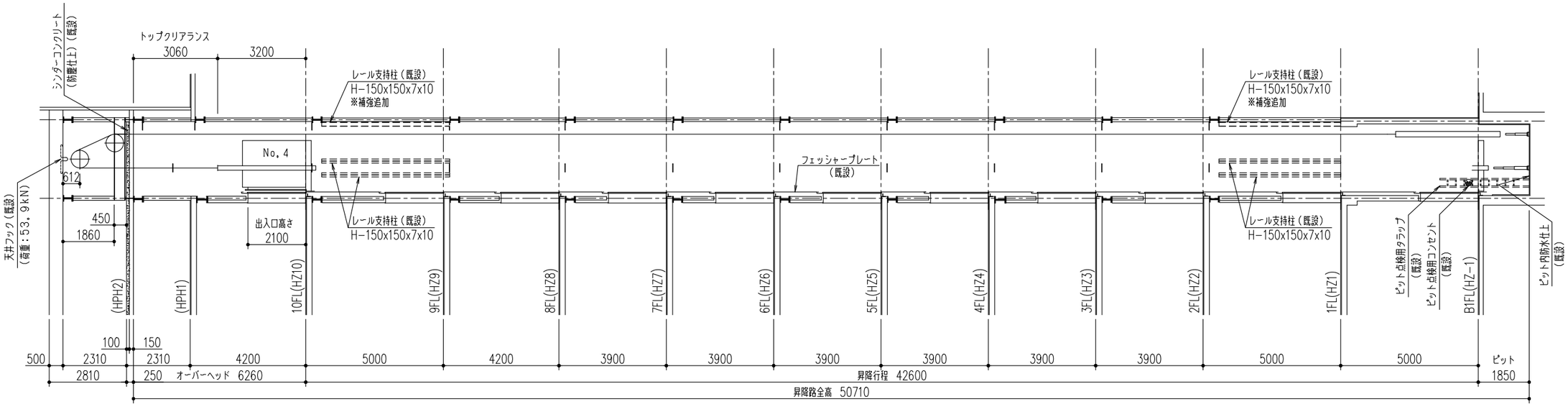




※9Fはレール支持柱：D-04の1F平面図を参照

| 機械室発生熱量（1台あたり） | |
|---|---|
| No.4 | 4200.0 W |
| 機械室換気風量（1台あたり） | |
| No.4 | 1800.0 m³/h |

| | | |
|---|---|---|
| ○ | 照明スイッチ | (既設) |
| ◒ | 点検用コンセント | (既設) |
| ⌖ | 電源引込み（受電盤への接続）<br>・動力・照明、接地線<br>配線引込み<br>・インターホン配線、電話線 | (既設) |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>エレベータ据付図（機械室平面図・2F～10F昇降路平面図） | 図面番号 D - 05 | 区分 建築 |
| | | | | | | 縮尺 A3: 1/40 | 年月日 2026年 10月 | |




昇降路縦断面図 (1/160)

No.4

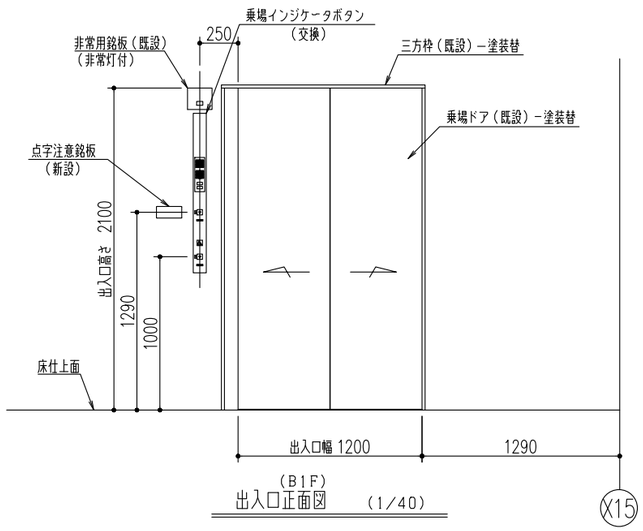
| | レール支持間隔 | レール支持範囲 | レールブラケット |
|---|---|---|---|
| かご側 | 4055 | 4480 | 15カ所 |
| おもり側 | 4060 | 4090 | 15カ所 |

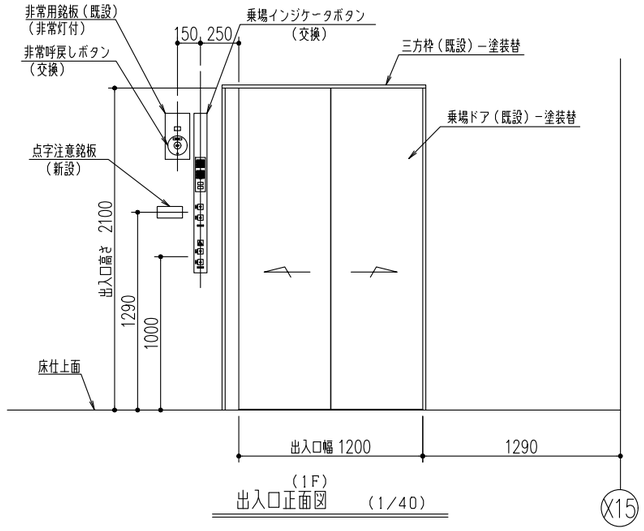
※かごレール目板(t44)に交換
※おもり側レール中間ストッパー追加

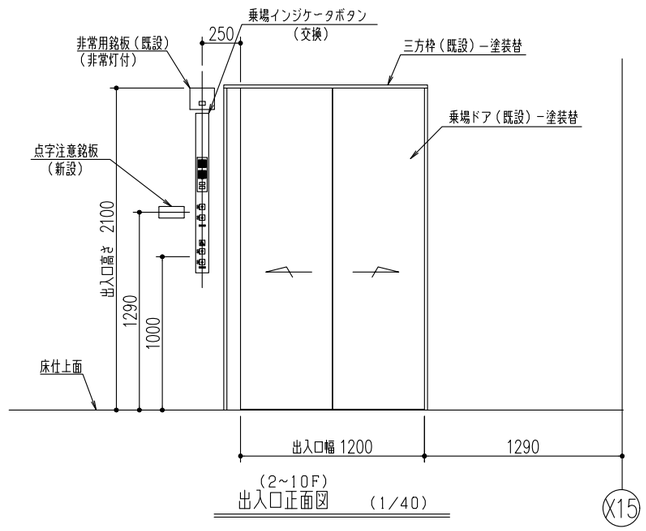
No.4

| | | |
|---|---|---|
| ピット衝撃荷重 | かご側 | 154.05kN |
| | C/W側 | 121.24kN |

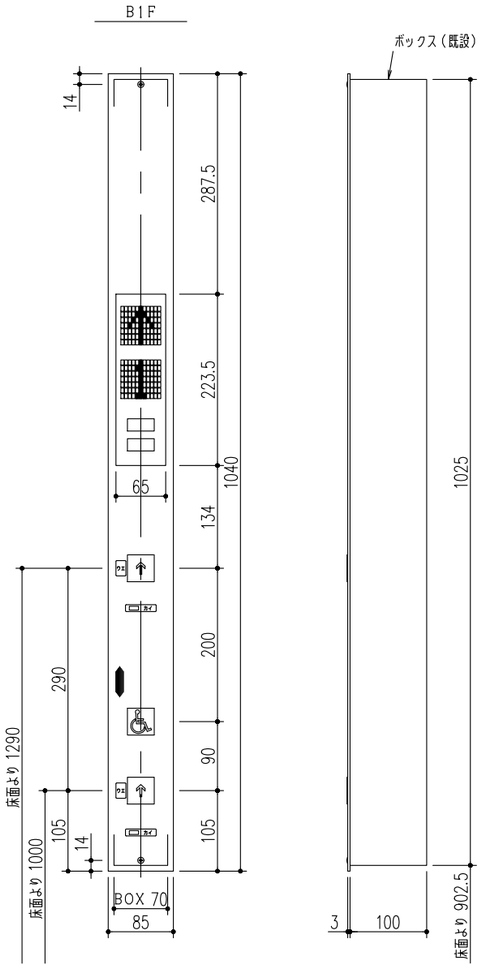
| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社NTTファシリティーズ<br>一級建築士事務所 中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名 山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 エレベータ据付図(昇降路縦断面図)<br>縮尺 A3: 1/160 | 図面番号 D - 06<br>年月日 2026年 10月 | 区分 建築 |

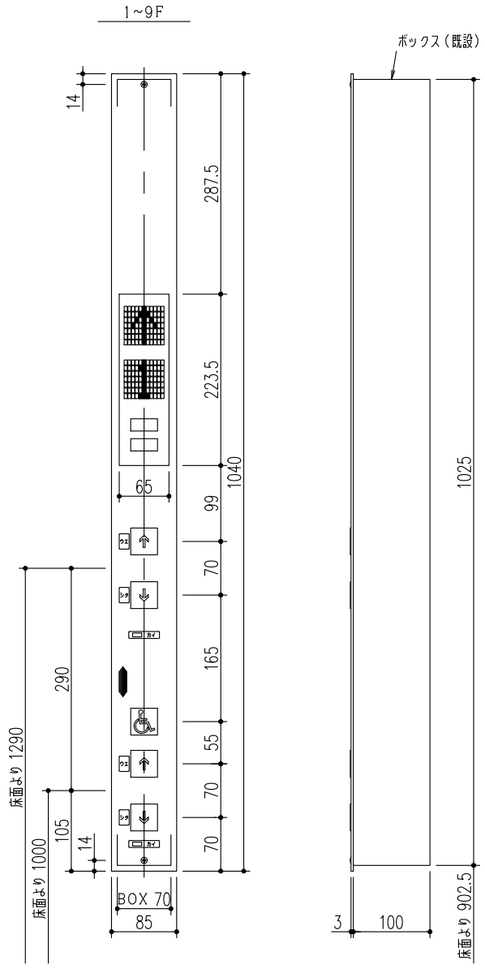


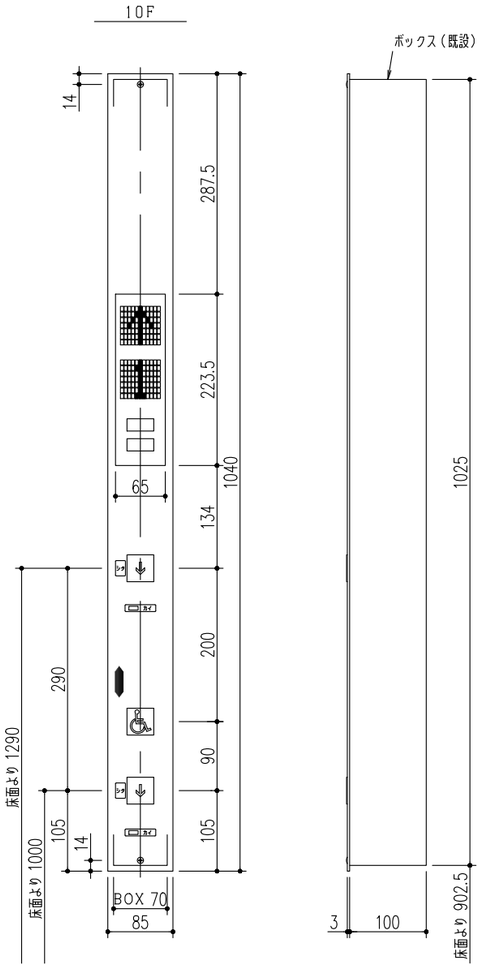




| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録　第　271087 号　山光　賢作<br>一級建築士登録　第　350053 号　井上　亮太<br>一級建築士登録　第　351998 号　中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>エレベータ据付図（出入口正面図） | 図面番号 D － 07<br>区分 建築<br>縮尺 A3: 1/40<br>年月日 2026年　10月 |

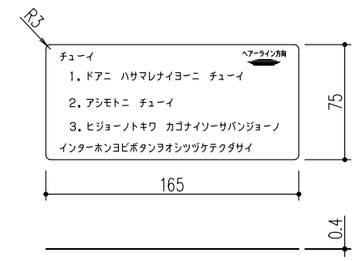



乗場インジケータボタン
（1/8）

| | |
|---|---|
| フェースプレート | ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン） |
| 表示部 | 樹脂製（スモーク） |
| 方向灯 | 点灯時［アンバー色（山吹色）］，［LED、ドット式］ |
| 位置灯 | 点灯時［アンバー色（山吹色）］，［LEDデジタル、ドット式］ |
| 呼ボタン | 透明樹脂，地色（乳白色），矢印（黒色）<br>応答時［アンバー色（山吹色）、点灯］ |
| シンボルマーク | 銘板貼付　地色（青色），絵文字（銀色） |
| 点字銘板 | ステンレス製 |

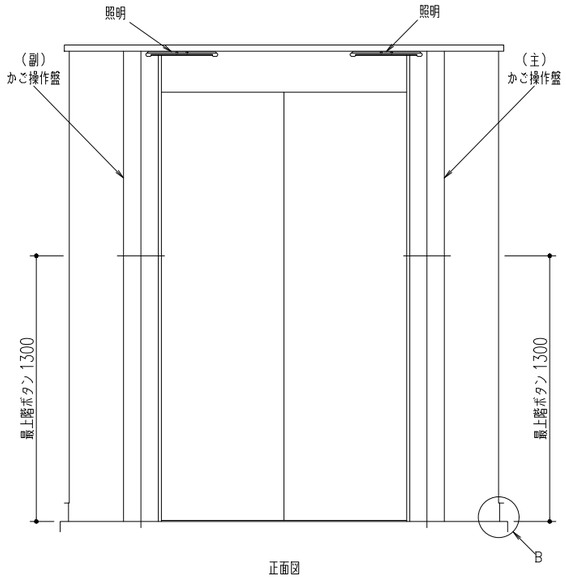



乗場点字注意銘板
（1/4）

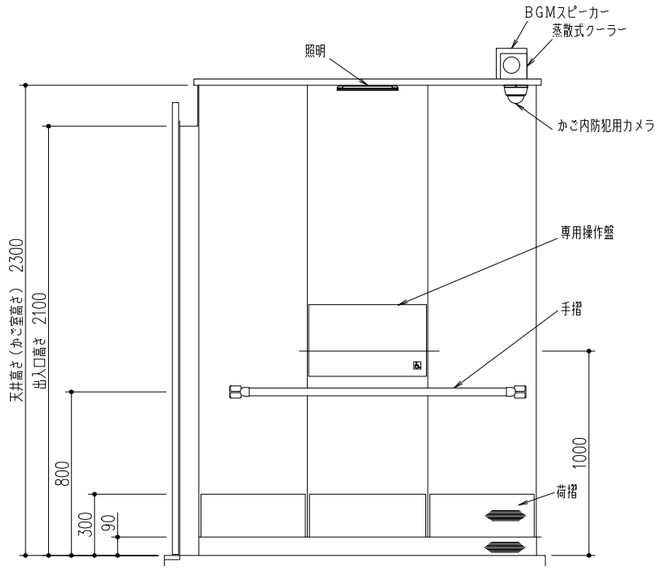
| | |
|---|---|
| 点字プレート | ステンレス製ヘアーライン仕上（t0．4） |
| 設置方法 | 両面接着テープ方式 |

［注記］・左図のカタカナ表記は、点字文字を示す。

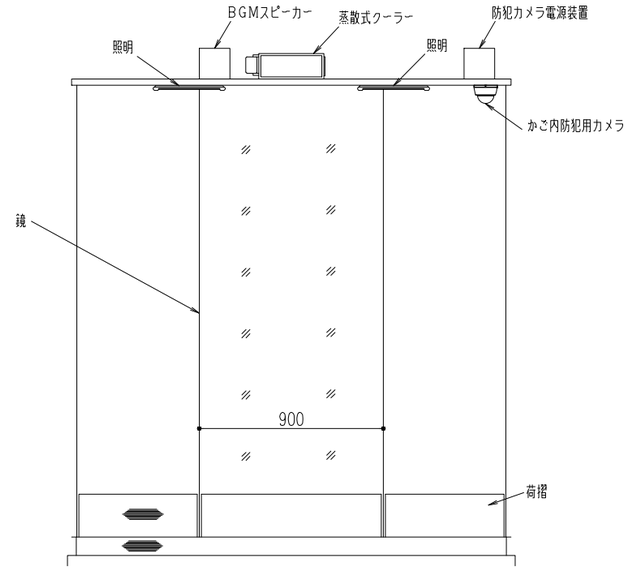
| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光　賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上　亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名 山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 乗場集合意匠図<br>縮尺 A3: 1/4.8 | 図面番号 D - 08<br>年月日 2026年　10月 | 区分 建築 |



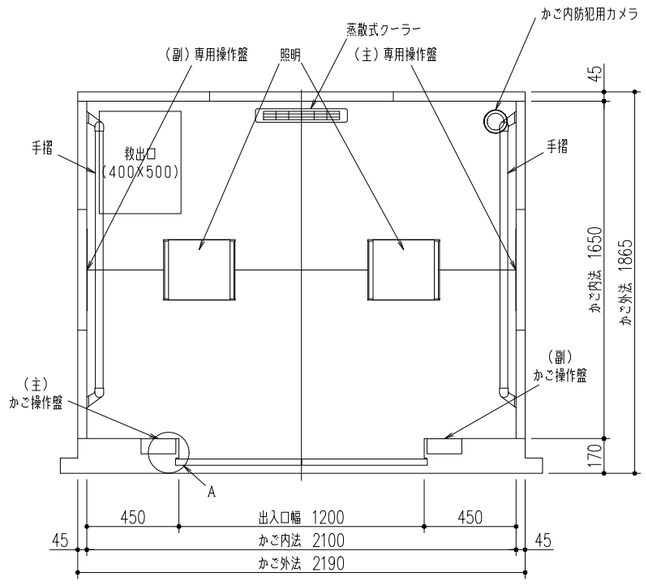

正面図



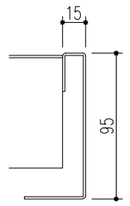

側面図



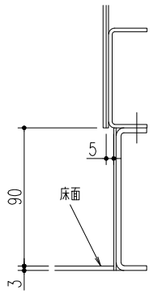

背面図



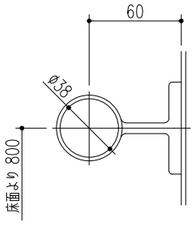

平面図




A部詳細
（1／4）




B部詳細
（1／4）



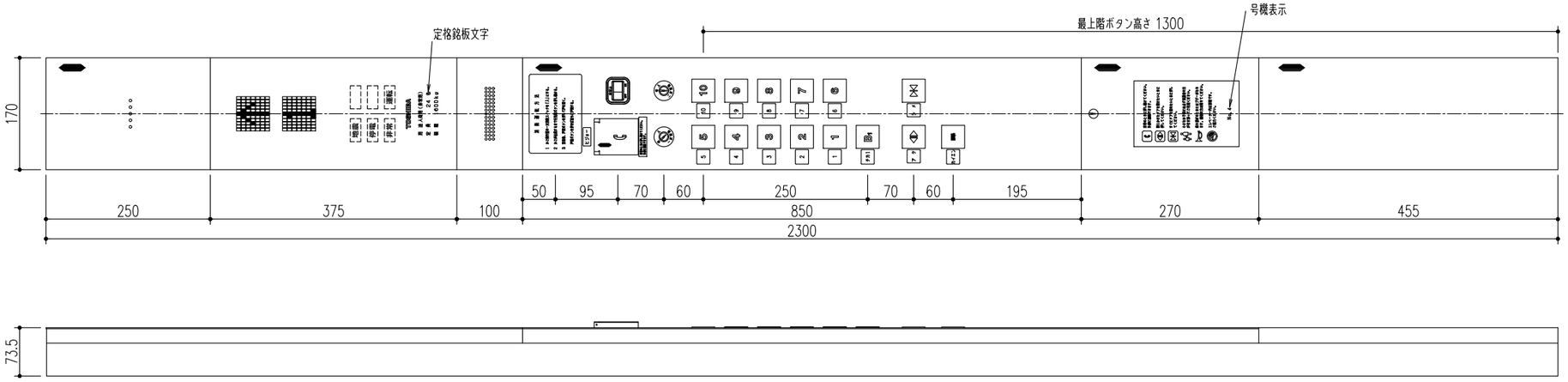

手摺詳細
（1／4）

| | |
|---|---|
| 天井 | ［照明部］アルミフレーム導光板ＬＥＤ照明<br>［天井部］鋼板製塗装仕上 |
| 照明 | ＬＥＤ |
| 停電灯 | ＬＥＤ（兼用） |
| 側板 | 鋼板製化粧シート貼り |
| 幕板 | 鋼板製化粧シート貼り |
| リターンパネル | ステンレス製ヘアライン仕上 |
| 出入口柱 | ステンレス製ヘアライン仕上 |
| 幅木 | ステンレス製ヘアライン仕上 |
| ドアパネル | 鋼板製化粧シート貼り |
| 床 | ゴムタイル（ｔ３） |
| 敷居 | 硬質アルミ製（既設） |
| 換気装置 | 蒸散式クーラー（2.5kW） |
| 鏡 | フルハイトミラー |
| 手摺 | ステンレス製　端部：亜鉛ダイカストニッケルメッキサンドブラスト仕上 |
| 荷摺 | ステンレス製ヘアライン仕上（ｔ２．０） |
| かご内防犯用カメラ | 屋内ドームカメラ　2MP |
| 備考 | 機械式ドアセフティ（両側），多光軸ドアセフティー（2D）付<br>BGMスピーカー付，音声案内装置付，かご上ブザー |

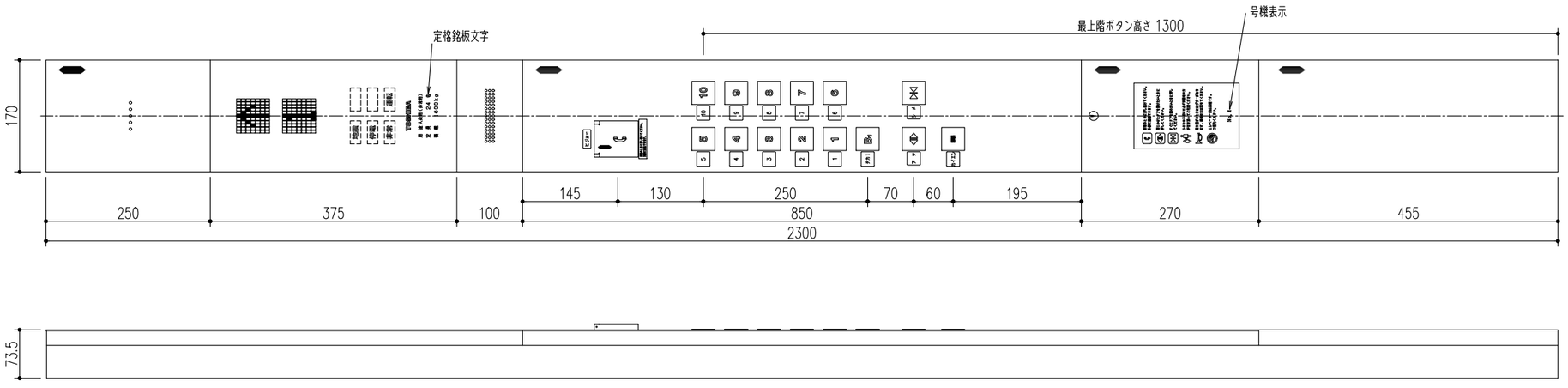
| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 かご室意匠図<br>縮尺 A3: 1／4.30 | 図面番号 D - 09<br>年月日 2026年 10月 | 区分 建築 |

| （主・副）かご操作盤 | |
|---|---|
| 表示部 | 樹脂製（スモーク） |
| 方向灯 | 点灯時［アンバー色（山吹色）］，［LED、ドット式］ |
| 位置灯 | 点灯時［アンバー色（山吹色）］，［LEDデジタル、ドット式］ |
| 表示灯 | 点灯時（赤色），［LED］ |
| 定格文字 | 文字（白色），非常用文字（赤色） |
| 連絡装置 | インターホン（同時通話式） |
| 非常呼ボタン | 透明樹脂，地色（黄色），絵文字（黒色） |
| 非常呼ボタンガード | ステンレス製ヘアライン仕上（縦方向ヘアライン），絵文字（黄色） |
| 非常呼ボタン銘板 | SUS調アルマイト印刷（貼付銘板）文字（黒色） |
| 消防運転銘板 | 樹脂製（黒色），文字（白色） ※（主）かご操作盤のみ |
| 非常停止スイッチ | 波形スイッチ，透明カバー付，枠（グレー），銘板（アルミ製）<br>文字色（「非常止」赤色，「OFF-ON」黒色）<br>※（主）かご操作盤のみ |
| 一次消防スイッチ | キースイッチ ※（主）かご操作盤のみ |
| 二次消防スイッチ | キースイッチ ※（主）かご操作盤のみ |
| 行先階ボタン | 透明樹脂，地色（乳白色），文字（黒色）<br>応答時［アンバー色（山吹色）、点灯］ |
| 戸開ボタン | 透明樹脂，地色（乳白色），絵文字（黒色）<br>応答時［アンバー色（山吹色）、点灯］ |
| 戸閉ボタン | 透明樹脂，地色（乳白色），絵文字（黒色）<br>応答時［アンバー色（山吹色）、点灯］ |
| 戸開延長ボタン | 透明樹脂，地色（乳白色），文字（黒色）<br>応答時［アンバー色（山吹色）、点灯］ |
| 点字銘板 | ステンレス製 |
| 上部プレート | ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン） |
| インターホンプレート | 広角ミラー　樹脂鏡面仕上 |
| 操作プレート | ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン） |
| スイッチボックスプレート | ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン） |
| 説明文 | SUS調アルマイト印刷（貼付銘板）文字（黒色） |
| 下部プレート | ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン） |

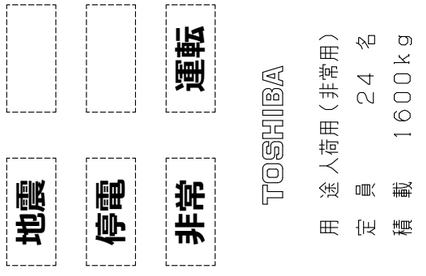
1．実際の版下文字とは、図形文字の為若干異なる。
2．文字詳細は、文字書体集での確認による。




（主）かご操作盤



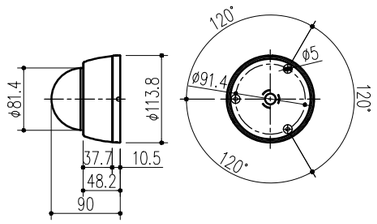

（副）かご操作盤



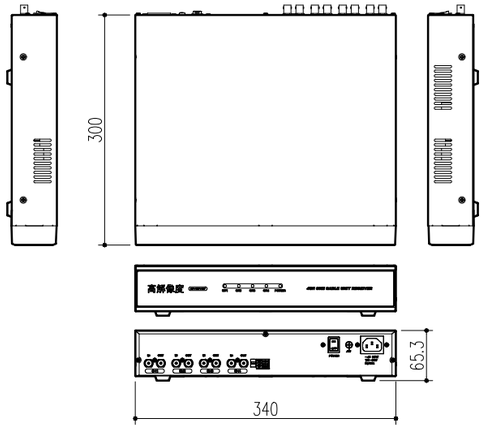

表示灯、定格銘板文字 （1／2）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名 山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 かご集合意匠図（（主・副）かご操作盤） | 図面番号 D - 10<br>区分 建築<br>縮尺 A3: 1／2.8<br>年月日 2026年 10月 |

| 一線式ドームカメラ | | |
|---|---|---|
| カメラ | イメージセンサー | 2メガピクセル、1/2.8" SONY Stravis CMOS イメージセンサー |
| | 最低照度 | 0 Lux (IR On) |
| | レンズ | 2.7-12mm (電動バリフォーカルレンズ) |
| | 画角 | 水平：112.83°-32.27°、垂直：58.92°-18.15°、対角：136.35°-37.02° |
| 映像 | 映像出力 | 270Mbps EX-SDI ※ユニットによりAHD/TVI信号に変換 |
| | 総画素数 | 1945 (H) ×1109 (V) 2.16 Megapixel |
| | 有効画素数 | 1945 (H) ×1097 (V) 2.13 Megapixel |
| | 水平解像度 | 1100TVL |
| | 逆光補正 | OFF/HLC/BLC/WDR |
| | S/N比 | 50dBまたはそれ以上 |
| | ホワイトバランス | AWB/ATW/AWC → SET/INDOOR/OUTDOOR/MANUAL (2.000°K~20.000°K) |
| 一般 | 電源 | 専用重量電源 |
| | 動作温度 | -20~50℃ |
| | 動作湿度 | 0%~90% (結露しないこと) |
| | 外形寸法mm | 113.8 (Φ) ×90 (H) |
| | 重量 | 340g |




一線式ドームカメラ 姿図

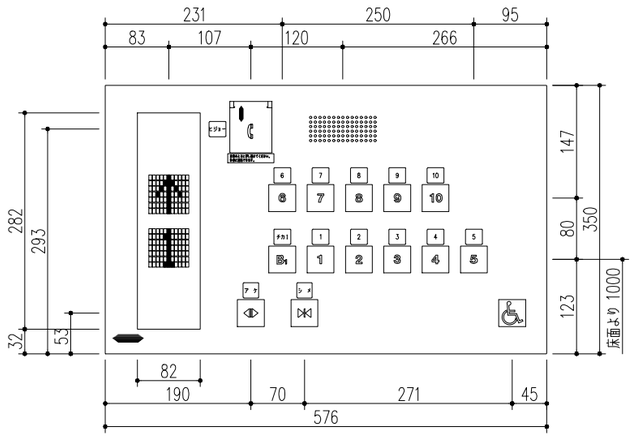



一線式カメラ用電源4CH 姿図

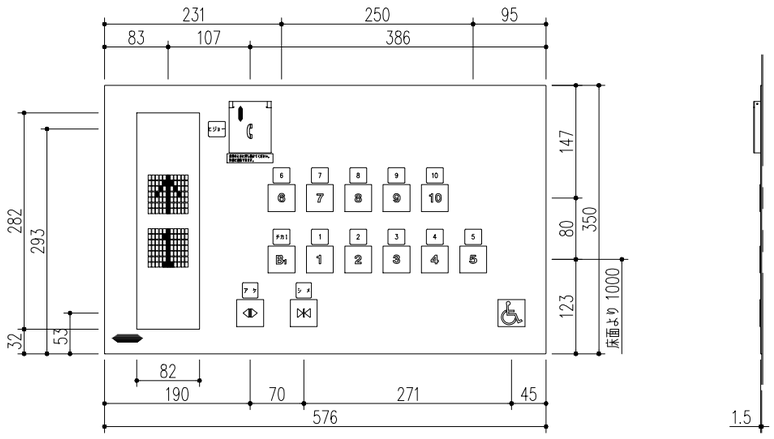
| 一線式カメラ用電源4CH | |
|---|---|
| 入力電圧 | AC100V~240V (AC JACK) |
| 消費電力 | 12.8W/Channel 51.2W |
| カメラ入力 | 4ch (BNC JACK Fe 75Ω) |
| 映像出力 | 4ch (BNC JACK Fe 75Ω) |
| 映像出力方式 | TVI/AHD 出力選択 (Receiver to DVR) |
| サージ保護 | 電源4KV、映像2KV |
| 動作可能周囲温度 | -10°~50° |
| 保存温度 | -20°~60° |
| 外形寸法mm | 340 (W) ×65.3 (H) ×300 (D) |
| 重量 | 2,000g |

| (主・副) 専用操作盤 | |
|---|---|
| 表示部 | 樹脂製 (スモーク) |
| 方向灯 | 点灯時 [アンバー色 (山吹色)], [LED、ドット式] |
| 位置灯 | 点灯時 [アンバー色 (山吹色)], [LEDデジタル、ドット式] |
| 連絡装置 | インターホン (同時通話式) |
| 非常呼ボタン | 透明樹脂，地色 (黄色)，絵文字 (黒色) |
| 非常呼ボタンガード | ステンレス製ヘアライン仕上 (縦方向ヘアライン)，絵文字 (黄色) |
| 非常呼ボタン銘板 | SUS調アルマイト印刷 (貼付銘板) 文字 (黒色) |
| 戸開ボタン | 透明樹脂，地色 (乳白色)，絵文字 (黒色)<br>応答時 [アンバー色 (山吹色)、点灯] |
| 戸閉ボタン | 透明樹脂，地色 (乳白色)，絵文字 (黒色)<br>応答時 [アンバー色 (山吹色)、点灯] |
| 行先階ボタン | 透明樹脂，地色 (乳白色)，文字 (黒色)<br>応答時 [アンバー色 (山吹色)、点灯] |
| 点字銘板 | ステンレス製 |
| シンボルマーク | 銘板貼付 地色 (青色)，絵文字 (銀色) |
| フェースプレート | ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン) |

1，実際の版下文字とは、図形文字の為若干異なる。
2，文字詳細は、文字書体集での確認による。

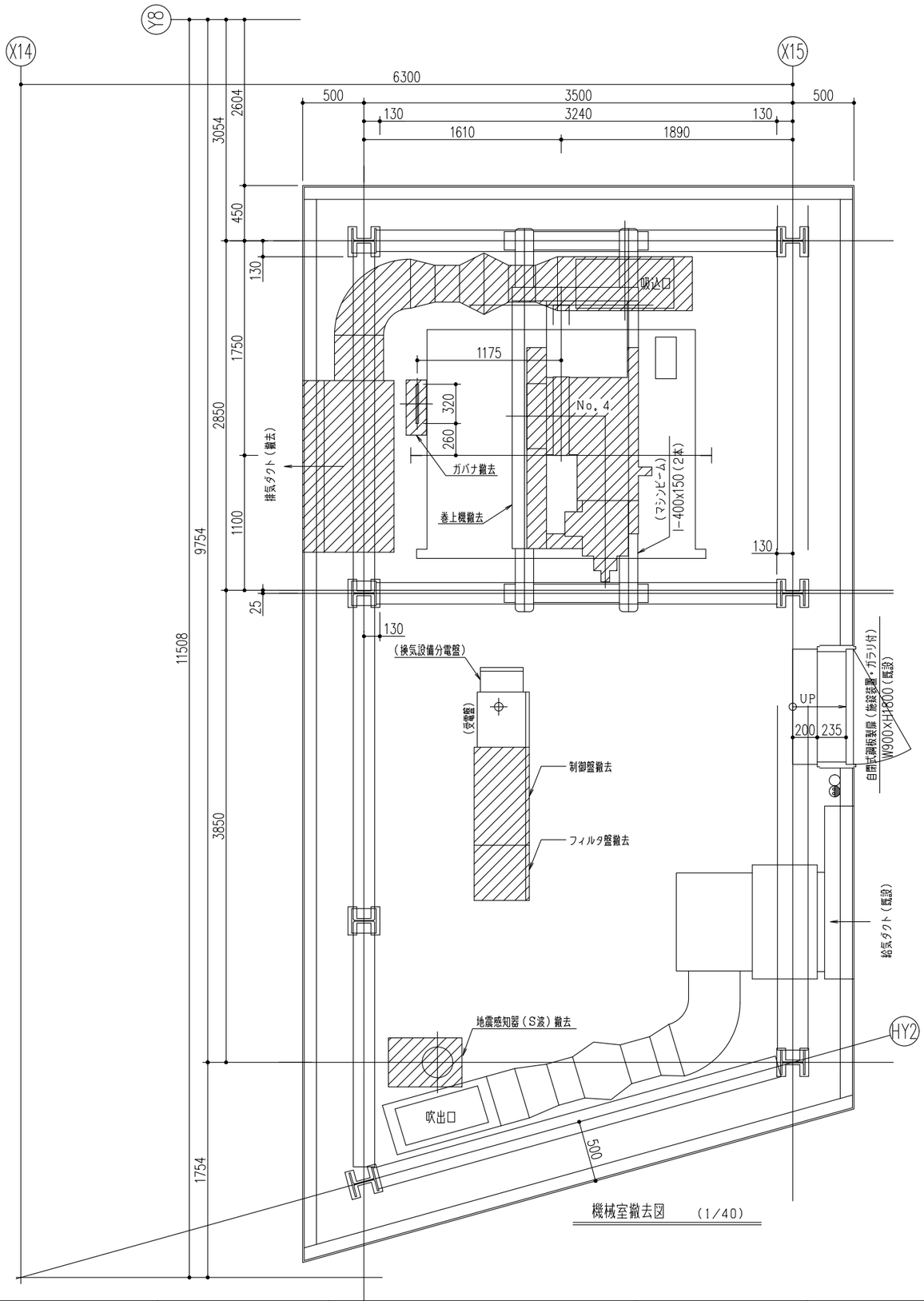



(主) 専用操作盤

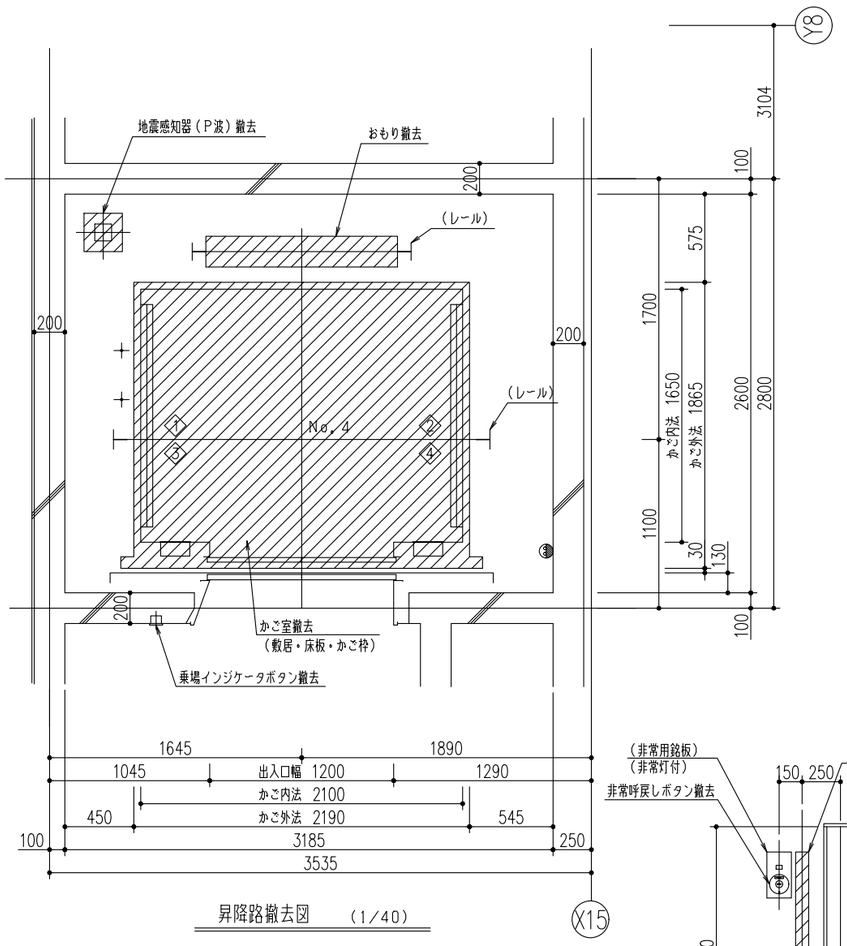



(副) 専用操作盤

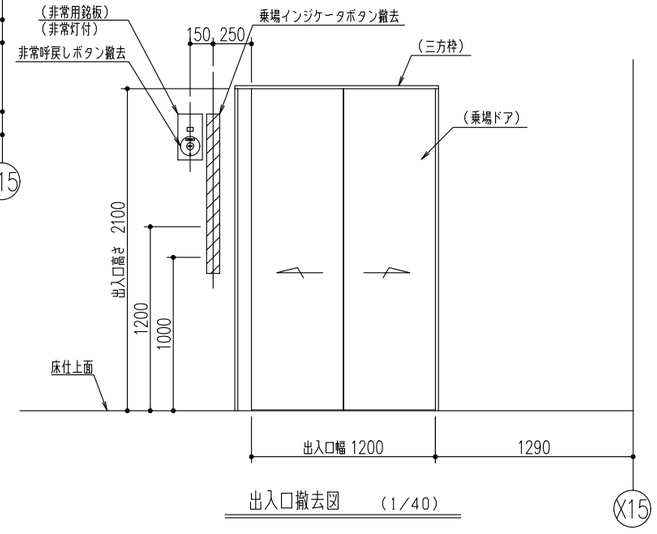
| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社NTTファシリティーズ<br>一級建築士事務所 中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>かご集合意匠図((主・副) 専用操作カメラ、防犯カメラ他)<br>縮尺 A3: 1/4.8 | 図面番号 D - 11<br>年月日 2026年 10月 | 区分 建築 |




機械室撤去図　（1/40）



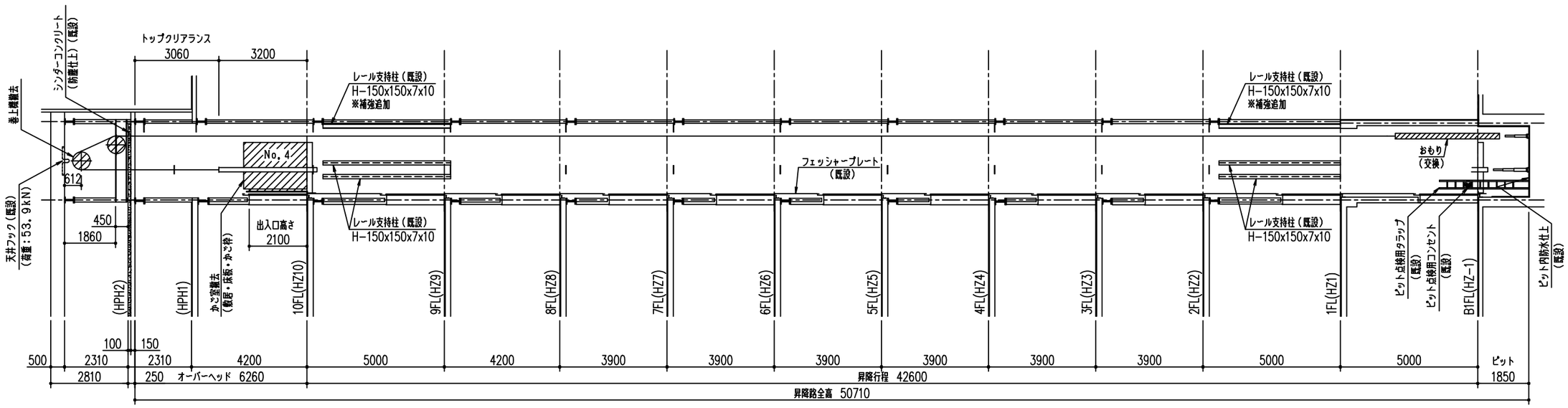

昇降路撤去図　（1/40）




出入口撤去図　（1/40）

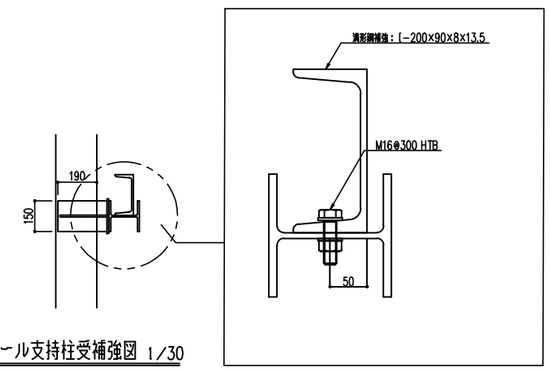
：撤去範囲

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上 亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 エレベータ撤去図（昇降路・機械室・出入口）<br>縮尺 A3: 1/40 | 図面番号 D - 12<br>年月日 2026年 10月 | 区分 建築 |




昇降路縦断面撤去図 (1/160)

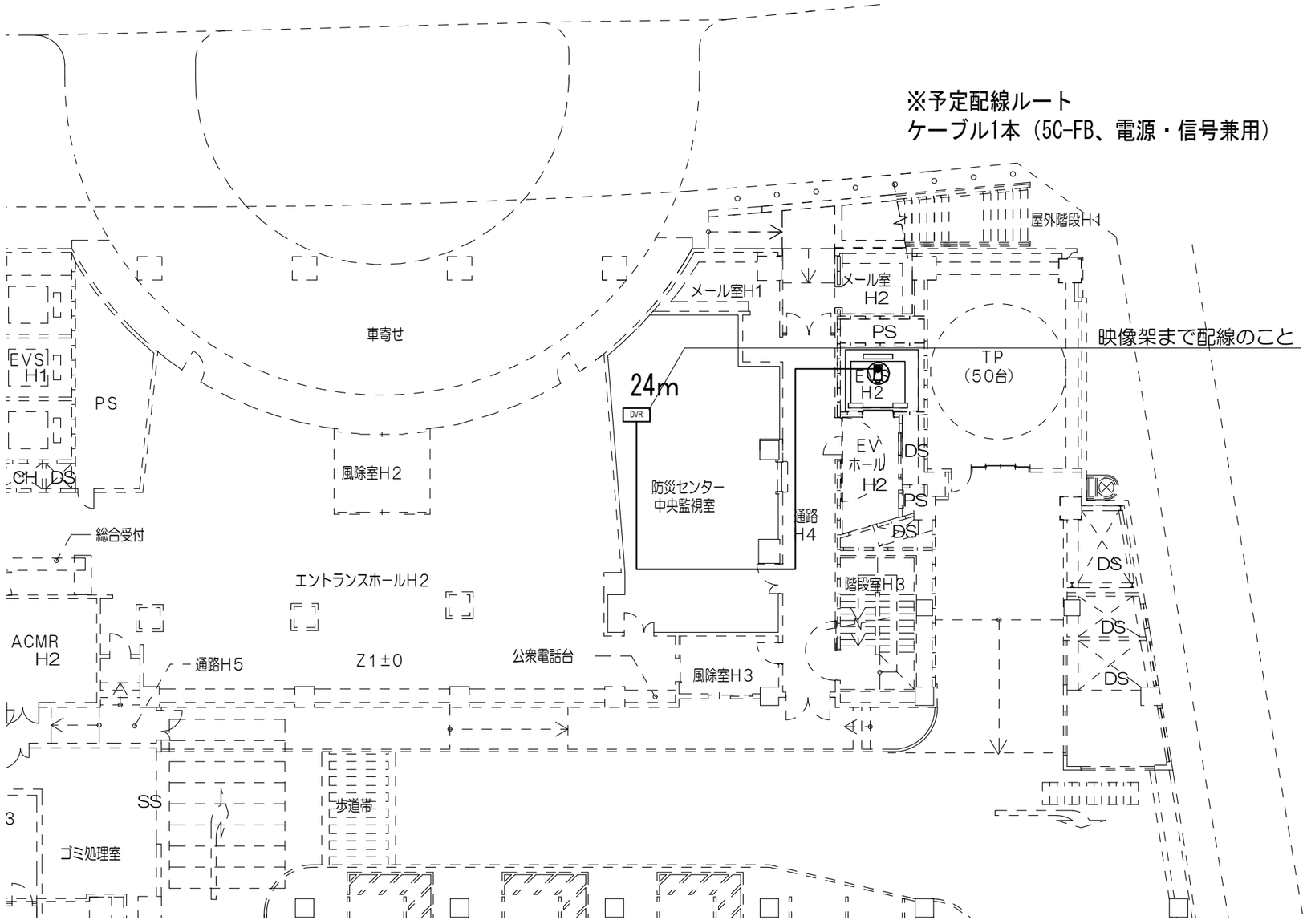
| 一　般　事　項 | |
|---|---|
| 1．適用図書 | 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。<br>国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年度版）」<br>国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和7年度版）」 |
| 2．使用材料 | 形鋼　JIS G 3101　SS400　規格品<br>鋼板　JIS G 3101　SS400　規格品<br>高力ボルトのセット　JIS B 1186 2種A(F10T) 規格品<br>トルシア形高力ボルトのセット<br>JSS Ⅱ-09 1種(S10T) 大臣認定品 |
| 3．その他 | ・既存部材の実測を行い、施工図を作成すること。<br>現状と相違のある場合は、対策を監理者と協議すること。<br>・特記なき限り、ボルトは高力ボルトとする。<br>・耐火被覆撤去する範囲は復旧とする。<br>・補強新設部は耐火被覆すること。<br>・既存ガセットプレート端部と新設ボルト芯の離れは50㎜以上とする。 |




レール支持柱受補強図 1/30

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録 第 271087 号 山光　賢作<br>一級建築士登録 第 350053 号 井上　亮太<br>一級建築士登録 第 351998 号 中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名 山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名 エレベータ撤去図（昇降路縦断面撤去図）<br>レール支持柱受補強図<br>縮尺 A3: 1/30,160 | 図面番号 D - 13<br>年月日 2026年　10月<br>区分 建築 |

※予定配線ルート
ケーブル1本（5C-FB、電源・信号兼用）




※配線施工に関し、防火区画の貫通は適切に処理のこと

# 1階平面図

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| NTTファシリティーズ | 株式会社ＮＴＴファシリティーズ<br>一級建築士事務所　中国支店<br>広島県知事登録22(1) 第 2404号 | 一級建築士登録　第　271087 号　山光　賢作<br>一級建築士登録　第　350053 号　井上　亮太<br>一級建築士登録　第　351998 号　中村　達哉 | 担当 | 特記<br>管理番号 HM121BQ1HM1 | 工事名<br>山口県国際総合センター4号エレベーター改修工事 | 図面名<br>エレベーター防犯カメラ配線ルート図<br>縮尺 A3: 1/200 | 図面番号 D - 14<br>年月日 2026年　10月 | 区分 建築 |

# 工 事 費 工 種 別 内 訳 書

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 昇降機工事 | | | 式 | 1 | | | | | | 内訳明細表1号 |
| 建築工事 | | | 式 | 1 | | ( | | | | 内訳明細表2号 |
| 設備工事 | | | 式 | 1 | | ( ) | | | | 内訳明細表3号 |
| 直接工事費　計 | | うち処分費 | | | | ( | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 共通仮設費 | | 式 | 1 | | | | | | |
| | 共通仮設費　計 | | | | | | | | | |
| 純工事費 | | | | | | | | | | |
| | 現場管理費 | | 式 | 1 | | | | | | |

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 工事原価 | | | | | | 0 | | | | |
| | 一般管理費 | | 式 | 1 | | | | | | |
| 工事価格 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 消費税相当額 | | | 式 | 1 | | | | | | 10% |
| | | | | | | | | | | |
| 工事費 | | | 式 | 1 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

昇降機工事　　第1号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 昇降機新設 | 人荷用エレベーター<br>積載量1,600kg<br>停止11箇所 | | 式 | 1 | | | | | | |
| 昇降機撤去 | 養生費共 | | 式 | 1 | | | | | | |
| 撤去機器処分費 | | | 式 | 1 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 昇降機工事　計 | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

建築工事　　第2号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 直接仮設 | | | 式 | 1 | | | | | | 内訳明細表4号 |
| 建築付帯工事 | | | 式 | 1 | | | | | | 内訳明細表5号 |
| 塗装工事 | | | 式 | 1 | | | | | | 内訳明細表6号 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 建築工事　計 | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

設備工事　　第3号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 電気設備工事 | 機械室照明<br>取り外し、再取付 | | 式 | 1 | | | | | | |
| 空調設備工事 | 機械室ダクトファン<br>取り外し、再取付 | | 式 | 1 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 設備工事　計 | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

建築工事　　第4号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 直接仮設 | 養生(内部改修) | 個別改修 | m2 | 25.5 | | | | | | |
| | 整理清掃後片付け(内部改修) | 個別改修 | m2 | 25.5 | | | | | | |
| | 内部改修用足場 | 脚立足場<br>塗装替え程度<br>運搬共 | m2 | 25.5 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 直接仮設　計 | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

建築工事　　第5号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 建築付帯工事 | 鉄骨補強0.8t<br>耐火被覆撤去・<br>復旧、昇降路足場、 | | 式 | 1 | | | | | | |
| | ステージ、クレーン<br>警備費、専門業者<br>経費共 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 建築付帯工事　計 | | | | | | | | | | |

# 内 訳 明 細 表

建築工事　　第6号

| 工　種 | 種　別 | 形状寸法 | 単位 | 起工・元 | | | 変更(第　回) | | | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | 数量 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 塗装工事 | 合成樹脂調合<br>ﾍﾟｲﾝﾄ塗り(SOP)<br>(糸幅300以下) | 鉄部 B種<br>錆止めAs種 C種、<br>下地調整RB種 | m2 | 47.9 | | | | | | |
| | | 既存塗膜除去共 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 塗装工事　計 | | | | | | | | | | |